

Applying IFRS

コロナウイルス感染拡大に
おける IFRS 会計上の
留意点

2020 年 11 月



EY

Building a better
working world

目次

1. 背景	2
2. 継続企業	4
3. 金融商品.....	5
4. 非金融資産の減損.....	14
5. 政府補助金	16
6. 法人所得税	19
7. 保険契約から生じる負債.....	22
8. リース	24
9. 保険による回収	30
10. 不利な契約に関する引当金	32
11. 公正価値測定	33
12. 収益認識	35
13. 棚卸資産.....	39
14. 株式報酬	41
15. 後発事象	43
16. 財務諸表の表示及び開示に関するその他の規定	44
17. その他の会計上の見積り.....	47
18. 代替的な業績測定値及び開示.....	48
付録:本刊行物の重要な変更箇所の要約.....	50

1. 背景

新型コロナウイルス感染症の発生は、2019年の終わり近くに最初に報告された。2019年の終わりには、「原因不明の肺炎」の症状を示す集団感染（クラスター）が中国の湖北省の省都である武漢市で確認された。2019年12月31日、中国は世界保健機関（WHO）にこの新型ウイルスに関する報告を行った。WHOの国際保健規則に基づく緊急委員会は、2020年1月30日に「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の発生を宣言した。それ以降、新型コロナウイルスは世界中に拡大し、WHOは2020年3月11日に、新型コロナウイルスの感染拡大は世界的な大流行（パンデミック）に相当すると表明した。

この新型コロナウイルスは世界経済に重大な影響を及ぼしている。多くの国が何百万という人々に渡航制限及び都市封鎖（ロックダウン）を課し、多数の地域でさらにたくさんの人々に対し検疫防疫措置が講じられている。多くの企業は収益の減少やサプライチェーンの分断への対応に追われている。一部の国はロックダウンを緩和したが、感染者数の減少スピードは緩やかであり、一部国では感染拡大が再燃し、それに対処するためにより厳格な措置を再度講じざるを得なくなっている。企業に混乱が生じた結果、何百万人という人々が職を失い、人と接触しなければならない仕事を中心に多くの企業が著しい悪影響をこうむっている。パンデミックにより、世界の金融市場や商品市場は著しく不安定な動きを見せている。各国の政府は、混乱が生じている業界や影響が出ている企業に対して、金融面の支援だけでなくそれ以外の支援を提供する救済策を講じている。

2月に我々ははじめて、「Applying IFRS-コロナウイルス感染拡大におけるIFRS会計上の留意点」を公表し、2019年12月31日に終了する年度のIFRS財務諸表を作成する際の財務上の影響を取り上げた。上記のように、状況が新たな局面を迎えていることから、IFRS財務諸表を作成する企業は極めて大きな課題に直面している。

本稿は、2020年に終了するIFRSの年次財務諸表及び期中財務報告を作成する際に、新型コロナウイルスのパンデミックに関する財務上の影響に対処するにあたり、企業が考慮すべき会計上の留意点をあらためて説明するためにアップデートしたものである。さらに、期中財務報告に関する開示上の留意点についても本稿では取り上げている。取り上げている論点は、当然のことながらすべてを網羅するものではなく、その適用可能性も個々の事実と状況に左右される。

本稿で取り上げている財務報告上の論点、留意点及び検討事項は以下のとおりである。

- ▶ 継続企業
- ▶ 金融商品
- ▶ 非金融資産の減損
- ▶ 政府補助金
- ▶ 法人所得税
- ▶ 保険契約から生じる負債
- ▶ リース
- ▶ 保険による回収
- ▶ 不利な契約に関する引当金
- ▶ 公正価値測定
- ▶ 収益認識
- ▶ 棚卸資産
- ▶ 後発事象
- ▶ 財務諸表に関するその他の開示規定

本刊行物は、2020年に終了するIFRSの年次財務諸表及び期中財務報告を作成する際に、新型コロナウイルスのパンデミックに関する財務上の影響に対処するにあたり、企業が考慮すべき会計上の留意点をあらためて説明している

- ▶ その他の会計上の見積り
- ▶ 代替的な業績測定値及び開示

2. 継続企業

IAS第1号「財務諸表の表示」は、財務諸表の作成に際して、企業は継続企業として存続する能力があるか、さらには、継続企業的前提が適切であるかを経営者に検討することを求めている。さらに、経営者が継続企業的前提が適切でないと判断した場合、又は継続企業として存続する企業の能力に重大な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性を認識している場合には、それを開示しなければならない。この重要な不確実性の評価自体が重要な判断を伴う場合には、当該重要な判断に関する開示も求められる。

継続企業に関する評価は、期末日後も財務諸表が実際に発行される日まで見直し続けねばならない

継続企業的前提が適切かどうかを評価するにあたり、IAS第1号は、少なくとも報告期間の末日から12カ月の将来に関する入手可能なすべての情報を考慮に入れることを求めている。この評価は、財務諸表が発行される日まで継続的に行われなければならない。なお、リスクの集中及び流動性リスクがもたらす脆弱性に直面している企業は、「3.金融商品」を参照されたい。

判断

経営者は、継続企業として存続する企業の能力を評価しなければならない。その評価を行うにあたり、該当がある場合には、経営者はパンデミックが企業の活動にすでに及ぼしている影響及び今後及ぼすと見込まれる影響を、継続企業を前提に財務諸表を作成することの適切性に関する評価に織り込まなければならない。例えば、過去から収益性は高いが資金を外部からの資金調達に頼ってきた企業が、感染症の拡大により報告日以降の事業活動を中断している場合、継続企業的前提が適切であることを確認する前段階として、流動性や収益性への影響を含む、現在の不利な状況に関連する幅広い要素を考慮する必要がある。さらに、経営者は継続企業の評価において、影響を受けた企業に政府及び銀行が講じている救済策を含む、報告日後に入手した将来に関するすべての利用可能な情報を考慮しなければならない。

開示

パンデミックの潜在的な影響を予測することが困難であることを考慮すると、継続企業として存続する企業の能力に重大な疑義が生じるかもしれない。企業が財務諸表を作成する際には、経営者が識別している継続企業的前提に関する重要な不確実性を財務諸表利用者が正確に理解できるように、財務諸表にこれらの重要な不確実性の内容を開示しなければならない。

弊社のコメント

パンデミックについては、その影響の内容や程度が各社によって異なるため、求められる検討の程度やその結論、必要な開示の水準は、それぞれの事実と状況に左右される。パンデミックの性質とそれに伴う不確実性を考慮すると、重要な判断が求められる可能性がある。財務諸表が発行される日まで評価の継続的な見直しが必要になる。

3. 金融商品

新型コロナウイルスのパンデミック及びそれに関連する政府の対応策は、金融商品の会計処理に直接的な影響を及ぼす可能性がある。IFRS 第 9 号「金融商品」及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」は、金融商品の会計処理及び関連する開示を取り扱っている。企業は適切な会計処理を慎重に検討しなければならない。銀行の追加的な検討事項についても本セクションで解説している。

通常の購入又は売却に関する例外規定

現在の経済環境を踏まえて非金融項目の購入又は売却に関する予測を見直す企業は、これらの変化が契約の分類及び測定にどのように影響を与えるか、及び下記に説明する、いわゆる「通常の購入又は売却に関する例外規定」の要件を引き続き満たすかどうかを検討しなければならない。

IAS 第 32 項「金融商品：表示」、IFRS 第 9 号（該当する場合には IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」）及び IFRS 第 7 号の規定は、一定の非金融項目（純額で決済され得る項目も含む）を購入する又は売却する契約にも適用される。ただし、企業が想定する購入、売却又は使用に関する要求事項に従って非金融項目を受領する又は提供する目的（すなわち「通常の」購入又は売却）で締結され、保有する契約には適用されない。そのような契約は、金融商品として会計処理されるのではなく、非金融項目の購入又は売却が発生するまで、未履行契約として取り扱われる。この例外規定には、2 つのテストが含まれている。通常の購入又は売却としての要件を満たすためには、契約はそのために(a)締結され、(b)保有され続けなければならない。

当初は通常の購入又は売却として締結された契約が、後になってその目的で保有されなくなる場合には、その後は IAS 第 39 号又は IFRS 第 9 号に従って金融商品として会計処理しなければならない。

このような変更は、企業が通常の購入又は売却に関する例外規定を将来適用することを妨げるものではないが、定期的に修正が生じるようだと、通常の購入又は売却の要求を正確に予測する経営者の能力に疑義が生じ、したがって、当該例外規定を今後使用することが難しくなるであろう。

資産の分類及びビジネス・モデル評価：売却の影響

企業は、新型コロナウイルスの感染拡大の結果、借手又は金融資産の発行体の信用度が悪化した場合、IFRS 第 9 号に従って「回収目的で保有」に分類していた投資の処分を決める場合がある。売却が信用リスクの増大によるものである場合には、ビジネス・モデルの目的である「回収目的で保有」に整合し得る。金融資産の信用の質は、契約上のキャッシュ・フローを回収する企業の能力に関連しているからである。企業の文書化された投資方針で定めた信用要件をもはや満たさないという理由で金融資産を売却することは、「回収目的で保有」ビジネス・モデルに整合する一例である。

さらに、特定の期間において売却頻度や売却額が増加したとしても、企業が売却の理由を説明でき、将来的には売却頻度又は金額は少なくなることを示すことができるのであれば、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有するという目的に整合しないと一概に言うことはできない。例えば、感染症の拡大により企業の製品やサービス（例えば、航空券やホスピタリティ関連イベント）の需要が大幅に落ち込んだ場合、企業は一時的に流動性危機に直面し、回収目的で保有に分類した金融資産を売却しても、当該ビジネス・モデルに整合しないということには必ずしもならない。

金融資産を管理するためのビジネス・モデルの変更による分類変更は、非常に稀であると想定され、企業がその営業活動にとって重要となる活動(例えば、事業の取得、処分又は終了)を開始する、又は中止する場合にのみ生じる。このような場合には、企業が金融資産の分類を変更することになるビジネス・モデルの変更が生じた直後の報告期間の開始日が分類変更日となり、同日時点から分類変更を将来に向かって適用する。したがって、従前に認識していた利得、損失又は利息を、修正再表示してはならない。我々の見解では、こうした報告期間には、企業がIAS第34号に従って期中報告書を作成する期中報告期間も含まれる。

特定の金融資産に関する意図の変更は、市場の状況が著しく変化した状況であっても、ビジネス・モデルの変更にはならない。ここで注意すべき点は、IFRS第9号には、IAS第39号の第50B項のように「稀な状況」による分類変更という概念は含まれていないということである。したがって、IFRS第9号では、IAS第39号と異なり、新型コロナウイルスのパンデミックとその封じ込め策により生じる事象が組み合わさったとしても、それ自体は、金融資産の分類変更を生じさせる要因にはならない。

契約条件の変更

影響を受けた企業は、営業活動の中断、営業コストの上昇又は収益の減少の結果、キャッシュ・フローに問題が生じる可能性がある。そのような企業は、追加の融資を受ける、既存の債務契約の条件を変更する、又は財務制限条項をもはや満たすことができない場合には権利行使の猶予を受ける必要がある。その場合、企業は、既存の契約上の取決めの変更が、実質的な条件変更に該当するか、それとも契約の消滅に該当する可能性があるのか(いずれの場合にも、会計処理上の影響が生じる)を判断するために、IFRS第9号の規定を検討する必要がある。

金融負債については、キャッシュ・フローが消滅した場合(すなわち、契約に定められる義務が履行される、取り消される又は失効する場合)、又は金融商品の条件が実質的に変更になった場合には負債の認識を中止しなければならない。

IFRS第9号は金融負債の条件変更が実質的であるかを判断する際のガイダンスを定めており、当初の実効金利で割り引いた、条件変更前と後のキャッシュ・フローの比較(一般的に「10%テスト」と呼ばれる)が求められる。条件変更前と後のキャッシュ・フローの差異が10%を上回る場合、当該金融商品の認識は中止されるが、10%テスト以外にもその他の定性的要因で認識が中止される場合もある(例えば、債務が資本性金融商品を組み込むために再構築される場合などが考えられる)。

金融資産については、IFRS第9号は、いつの時点で条件変更による認識を中止しなければならないかに関する明確なガイダンスを定めていない。したがって、企業は、独自の会計方針を適用しており、これらの方針は定性的な検討を基にすることが多く、「10%テスト」を含むことがある。しかし、IFRS解釈指針委員会は、IFRS第9号の減損規定に準拠しない可能性があることから、「10%テスト」を単独で用いることは必ずしも適切ではないと述べている。借手が財務的困窮に陥っていることにより認められた条件変更がどうかに応じて、異なる会計方針を適用する作成者も存在し、その中には条件変更が認められる状況では金融資産の認識の中止が生じる可能性は稀であると結論付けるものもある。債務者に一時的な救済措置を与える対策が講じられ、ローンの正味の経済的価値に著しい影響が生じない場合には、条件変更が実質的であるとみなされる可能性は低い。例えば、仮に債権の支払条件が90日から180日に延長されたとしても、この変更それ自体が債権の実質的な条件変更にあたりとみなされる可能性は低い。

上記のガイダンスに準拠して、条件変更後の金融資産又は負債に関し認識の中止が生じない場合、当初の実効金利を引き続き使用し、当初の実効金利で割り引いた予想キャッシュ・フローの変動について純損益でキャッチアップ修正することになる。変動金利の金融商品については、市場金利の変動は将来に向かって会計処理する。しかし、その他の契約上の変更(例えば、金利以上のスプレッドの適用)でも、条件変更日時点のキャッチアップ修正が生じるであろう。

IFRS第9号は金融負債の条件変更が実質的であるかを判断する際のガイダンスを定めており、当初の実効金利で割り引いた、条件変更前と後のキャッシュ・フローの比較を含めている(一般的に「10%テスト」と呼ばれる)が求められる

ヘッジ会計

財の購入又は売却、見込まれている債務の発行などの取引を、キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるヘッジ対象予定取引に指定していた場合、企業は、取引が引き続き「非常に可能性が高い予定取引」に該当するかどうかを検討する必要がある

事業上の取引が延期又は取り消される、あるいは当初予定より数量が大幅に少なくなる場合がある。財の購入又は売却、見込まれている債務の発行などの取引を、キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるヘッジ対象予定取引に指定していた場合、企業は、取引が引き続き「非常に可能性が高い予定取引」に該当するかどうかを検討する必要がある。

この検討には、関係する数量又は金額が予定より少なくなるか、ヘッジ対象予定取引の発生時期が変更になったかどうか（例えば、有形固定資産の取得がパンデミックの混乱で6ヵ月間延期されるなど）、あるいは予定取引が発生する可能性がもはや存在しないかどうかの検討も含まれる。すなわち、新型コロナウイルスのパンデミックが、ヘッジの開始時点で指定された期間に発生するヘッジ対象予定取引の実現可能性に影響を及ぼす場合、企業は引き続きヘッジ会計を、予定取引又はその一部に適用できるかを判断する必要がある。

- ▶ 企業が、予定取引の実現可能性はもはや非常に高いと言えないが、それでもなおその発生が見込まれると判断する場合、企業はヘッジ会計を将来に向かって中止しなければならない。その場合、その他の包括利益に計上していたヘッジ手段に生じた利得又は損失の累計額は、予定取引が発生するまで資本に区分して、引き続き計上する。
- ▶ 予定取引の発生時期が変更になり、キャッシュ・フローは当初予定していたのとは異なるタイミングで発生すると企業が判断する場合、ヘッジ対象の性質及びヘッジ関係がどのように文書化されているかによりその結果は異なる。
 - ▶ 例えば、ヘッジ対象予定取引が有形固定資産の取得であったが、当初予定よりタイミングが6ヵ月遅れた場合でも、ヘッジ対象取引は依然として非常に可能性が高いと言うことはできる。しかし、ヘッジ有効性は、新しい条件に従って評価しなければならず、その結果、一部非有効性が純損益に認識される可能性がある。
 - ▶ 他のケースでは、特定の事実及び状況を踏まえた判断が必要になる。例えば、ヘッジ対象予定取引がローンの金利支払いであったが、支払猶予の結果、支払いが延期される場合がある。ヘッジ対象予定取引（又はその一部）が引き続き発生する見込みがあるのか又は追加的な非有効性が結果として生じるのかを確定させるためには、支払猶予に関する条件（金利は引き続き発生するのか、当初のローンの認識の中止につながるのかを含む）及びヘッジ対象リスクがどのように指定されたかを検討し、判断する必要がある。
- ▶ 企業は、予定取引はもはや実現の見込みがないと判断する場合、ヘッジ会計を将来に向かって中止すると同時にその他の包括利益に計上していたヘッジ手段に生じた利得又は損失の累計額を直ちに純損益に振り替えなければならない。

公正価値ヘッジは、「可能性が高い予定取引」の評価の対象にはならない。しかし、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが、それに対応するヘッジ手段の発生と同じタイミングにならない場合、非有効性が生じる。ヘッジ対象が変更になっても適格有効性評価（IAS第39号に従って適用可能）又は経済的関係要件（IFRS第9号に従って適用可能）が引き続き充足されているかどうか検討する必要がある。

IFRS第9号とIAS第39号の両方に、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に繰り延べられている損失の回収可能性を検討する規定がある。企業はこのような損失の全部又は一部が回収されないと予測する場合、回収されない部分は直ちに純損益に振り替えなければならない。例えば、企業が非常に発生の可能性が高いコモディティの予定取引に関連して生じるキャッシュ・フロー・リスクを固定するために先渡契約を締結し、その後、コモディティの価格が下落した場合、ヘッジ契約は、負債ポジションになる可能性が高い。ヘッジの有効性が非常に高い場合、関連する損失は、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金として繰り延べられる。企業が、最終的な購入価格とコモディティ・ヘッジで実現する損失の両方を回収する方法でコモディティを売却、又は利用することを見込めない場合には損失が回収されることはないであろう。

IFRS第9号もIAS第39号も回収可能性テストの実施方法に関するガイダンスを定めおらず、企業は、棚卸資産の正味実現可能価額の算定に関するIAS第2号「棚

卸資産」、非金融資産の減損テストに関する IAS 第 36 号「資産の減損」又は不利な契約に関する IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」などその他の IFRS に含まれる、資産の回収可能性に関するガイダンスを検討しなければならない。異なる方法を適用すればその結果が異なる可能性もある。したがって、企業は、ヘッジ関係に固有の事実及び状況を基に最も適切な方法を決定するために判断を行使しなければならない。

予想信用損失(ECL)の評価

パンデミックの結果もたらされる、ローン・ポートフォリオだけでなく、営業債権などの信用の質の悪化は、ECL の測定に重大な影響を及ぼす

大規模な事業の中断が発生した場合、特定の企業に流動性の問題が生じる可能性がある。また、サプライ・チェーンを通して企業の信用度にも重要な影響が生じる可能性がある。多くの企業が人員整理を行わなければならない、その結果、失業者が急増し、その影響はリテール・ポートフォリオ(消費者ローン及び住宅担保ローン)へと波及していく。パンデミックの結果もたらされる、ローン・ポートフォリオだけでなく、営業債権などの信用の質の悪化は、ECL の測定に重大な影響を及ぼす。そうした事態に対処するために、政府や中央銀行は、様々な救済措置を打ち出し、商業銀行に対しても対策を講じるように指示又は奨励している。

欧州銀行監督局(EBA)、欧州中央銀行(ECB)、欧州証券市場監督局(ESMA)及び英国の健全性規制機構(PRA)をはじめとする数多くの健全性及び証券規制当局(以下、規制当局)が、パンデミックの規制上及び会計上の影響に関するガイダンスを公表している。2020年3月、国際会計基準審議会(以下、IASB 又は審議会)は、ECL に関し一貫性のある会計基準を適用できるよう、教育文書を公表した。当該文書は、規制当局からのガイダンスとほぼ一致しており、IFRS 第9号は、信用リスクの著しい増大(SICR)が存在するかどうかを判断する明確な基準又は機械的なアプローチを定めず、また企業が ECL を測定するための将来に関するシナリオを決定する際の厳格な基準を定めている訳ではない、と強調している。

合理的かつ裏付け可能な情報の使用

ECL の測定は、幅広く発生しうる結果を評価し、貨幣の時間価値を反映することで算定される、バイアスが存在しない確率加重金額を基に行わなければならない

ECL の測定は、幅広く発生しうる結果を評価し、貨幣の時間価値を反映することで算定される、バイアスが存在しない確率加重金額を基に行わなければならない。後述のように、企業は、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測に関し入手可能となるすべての合理的かつ裏付け可能な情報を考慮できるよう判断し最善を尽くさなければならない。

IASB は、パンデミックの具体的な影響や政府の支援策を、この時点で合理的かつ裏付け可能な根拠に基づいて組み込むことは困難であろうと認識している。モデルにそうした情報を織り込むことが可能ではない場合、IASB は、モデル適用後オーバーレイ又は調整を企業が検討することを期待している。

過去に例をみない状況にあることを踏まえると、企業が ECL を測定するために用いた仮定と判断の透明性のある開示を行うことが非常に重要である。

ローン・ポートフォリオ、グループ又は営業債権の再区分

ECL を測定する及び SICR が存在するかを判断するにあたり、企業は、共通する信用リスク特性及びポートフォリオ・ベースで入手可能になる合理的かつ裏付け可能な情報を基に金融商品をグループ分けしなければならない。

新型コロナウイルスのパンデミックにより、特定のローンや債権のリスク特性が変わる可能性がある。というのも、各借手や顧客は、パンデミックの影響を受ける、又は影響を受けやすいビジネス又は地域で事業を行っている可能性があるからである。したがって、企業はポートフォリオ(又はサブポートフォリオ)の区分(又は再区分)を検討しなければならない。

ローン、営業債権及び契約資産の個別評価と集成的評価

正常ではない状況であることから、企業が特定の取引相手に関するリスク指標の実際の変化を感知するには時間がかかる可能性がある。個々のレベルでまだ感知されていない信用度の変化をより早く反映させるために、借手の業界又は地域などリスク特性を考慮し、集成的にその格付やデフォルト率(PD)を調整することが適切な場合がある。営業債権の ECL を計算するために引当金マトリクスを使用する企業は、過去の損失

率を適切に調整し、現在の経済環境及び将来予測的情報を織り込む必要があるであろう。例えば、製品やサービスを航空業界に提供する企業は、個々の取引相手のレベルで識別された特定の事象に関係なく、顧客のPD(又は引当金マトリクス・アプローチが使用される場合には損失率)が高まっていると考えるであろう。

企業はPD、損失率及びECLの見積りに際して、様々な措置を通じて顧客を支援する国の施策(例えば、保証をはじめ、借換措置やその他の形式の金融支援)の効果を考慮しなければならない。さらに、ECLを見積るにあたり複数の経済シナリオを用いている企業は、現在の状況変化が反映されるようにそうしたシナリオの見直しを検討しなければならない(詳細なガイダンスは、下記の「ECLに関する銀行の追加的な検討事項」を参照)。

支払期間の延長

上述のように、現在の経済状況を考慮して支払期間が延長される場合、ECLの見積りに生じる影響及びその他の会計上の影響を判断するために支払期間延長の契約条件を評価しなければならない。例えば、債権の支払期間が90日から180日に延長される場合、これが債権の実質的な条件変更と該当すると考えられる可能性は低い。しかし、そうした支払期間の延長はPDの上昇につながり、結果としてECLの測定に影響を及ぼす。簡易的なモデルを適用していない企業は、支払いの延長の程度及び条件によっては、債権をステージ2に移行する可能性がある。しかし、個々の状況に関係なく、ある顧客層全体に同じ支払期間の延長が与えられる場合、一般的にはそれ自体によりステージ間の移行が生じることはない。

ECLに関する銀行の追加的な検討事項

支払期間の猶予及び財務制限条項の違反

救済措置がECLの会計処理に及ぼす影響は、契約内容の詳細に左右される。例えば、特定の種類の金融商品に関し、支払期間の猶予又は財務制限条項違反の権利行使の猶予がすべての借手に認められる場合には、それらの金融商品のすべてが自動的にSICRとなる訳ではない。これは、支払猶予により貸手に損失が生じる(例えば、金利支払いが減額又は放棄される)場合、又は借手の個々の状況に関係なく与えられるなどの場合にもあてはまる。

また、救済措置が一定の要件を満たす企業にのみ提供されるよう状況では、企業は、そうした要件そのものが影響を受ける借手に関しSICRを示唆するものであるかを慎重に評価する必要がある。例えば、企業が仮に操業を停止している企業又は失業した個人のみが利用できる救済措置を申請しているとしたら、SICRが存在する可能性は高い。一定の業界におけるすべての関係者に、ローンの支払いの猶予などの救済措置が提供される場合もその一例になる。こうした状況は、その業界に属する借手が、事業破綻のより高いリスクにさらされ、したがって業種としてより高いデフォルト率にさらされていることを示唆している。この場合、他の合理的かつ裏付け可能な情報と組み合わせることで、このポートフォリオ又はその一部に属するローン及びその他のエクスポージャーの分類がステージ2になる可能性がある。この評価は、法令により一定の譲歩が課せられているという事実に関係なく行う必要がある。個別のローンが信用減損しており、したがってステージ3に分類すべきかどうかを決定するには、すべての事実と状況に照らし合わせ判断しなければならない。

規制当局は、一時的な流動性ニーズとSICRとを区別する必要性を強調しており、個々の借手のレベルでこの判断を行うには非常に限られた情報しか存在しない可能性があることを指摘している。このことは、貸手が、パンデミックが長期的な信用リスクに著しい影響を及ぼす可能性が低い借手と、より恒久的に影響を及ぼす借手とを区別しなければならないことを意味する。上記を踏まえると、「支払期日30日経過を境界線とする」という仮定は、現在の状況においては反証する必要があるであろう。

このような事象を自動的にSICRのトリガーに含めるモデルを有する企業が、この状況下においてSICRのトリガーの根拠とならないと判断する場合には、その影響を調整するためのオーバーレイを含める必要があるかもしれない。

リテール向けローンについては多くの場合、SICRが個々の借手について発生しているかどうかを判断するためのデータは入手可能ではない。大口法人顧客のエクスポージャーについては、SICRの評価は依然として困難ではあるが、それでも個々の債務者に

支払期日30日経過のような事象を自動的にSICRのトリガーに含めるモデルを有する企業が、この状況下においてSICRのトリガーの根拠とならないと判断する場合には、その影響を調整するためのオーバーレイを含める必要があるかもしれない

関してはより多くの情報が一般的に入手可能である。貸手は、借手が一定の業種(例: 航空、旅行及びホスピタリティ関連)に属していれば、より高い経営破綻のリスク、したがって PD の上昇にさらされていると考える可能性がある。

個別に SICR の判断を行うことが実務的でない場合には、集合的アプローチによるステージ判定を検討すべきであるが、これも課題がある。1 つの考えられる方法としては、支払猶予又は財務制限条項違反の権利行使の猶予を受けた顧客の一部は、PD がすでに SICR のトリガーとなる水準近くに達していたとして、ステージ 2 に移行させることである。いずれのアプローチでも相当の判断が求められる。

上述のとおり、対応策が借手に一時的な救済措置を与えるもので、ローンの正味の経済的価値に著しい影響を与えることのない場合には、条件変更が実質的であると考えられる可能性は低い。その結果として、そのような金利又は元本の支払猶予の影響額(ローンの当初の実効金利を用いて測定)は、救済措置を付与された時点で費用として純損益に計上しなければならない。

追加で複数回の救済措置が既存の借手に与えられる場合には、最初の救済措置と同じ検討事項を、追加的な救済措置が SICR につながるかどうかを判断する際にも用いることが可能である。救済措置が特定の借手(例えば、要請を行う借手)にのみ与えられる場合には、追加的な救済措置は借手の財政状態のさらなる悪化に対処するために必要になると考えられ、SICR は生じていないと結論付けることがより難しくなるであろう。

個別及び集合的評価、複数のマクロ経済シナリオ及びマネジメント・オーバーレイ

パンデミックの影響を個別の評価(例えば、デフォルト率の個別ベースでの見積り)に反映する、将来のマクロ経済状況のシナリオ分析に集合的に織り込む、またマネジメント・オーバーレイを通じて調整すべきかどうかは、銀行のシステムとプロセス及び事実と状況に左右される。実務では企業はこれらのアプローチを組み合わせる可能性が高い。しかしながら、新型コロナウイルスのパンデミックの影響額を見積もるにあたり、企業は個別の評価、マクロ経済シナリオ及びマネジメント・オーバーレイに適用した様々な仮定の影響額を二重計算しないようにしなければならない。

正常ではない状況にあることから、銀行が特定の借手のリスク指標の変化を感知し、影響が生じたエクスポージャーの格付を変更するには時間がかかるであろう。個々のレベルでまだ感知されていない信用度の変化をより早く反映させるためには、借手の業界又は地域などリスク特性を考慮し、集合的にその格付やデフォルト率を調整することが適切となる。しかし、集合的評価方法の多くは、過去の情報を利用するものであり、現在の状況には適合しない可能性がある。

多くの金融機関が、ECL の評価において複数のマクロ経済シナリオを検討している。様々なシナリオのための GDP 予測値の更新に加え、新型コロナウイルスのパンデミック及び関連する政府の対応策が特定の業種、地域及び借手にどのように影響を及ぼすかを見積もることは、特に多くの政府の対応策が細部まで進展していることから、課題となるであろう。

IASB は、これまで導入された ECL の評価方法の基礎となっている多くの仮定や関連性は、現在の状況ではもはや通用しなくなっていると指摘している。例えば、GDP と失業率や金利などのその他のマクロ経済指標、石油価格などの業種特有の指標との関連性は、過去に経験してきたものや現在経済予測モデルに使用されているものとは異なる可能性が高い。マクロ経済シナリオに割り当てられる確率加重も再考する必要があるかもしれない。しかし、IASB は依然として、経済状況の変化がマクロ経済シナリオ及びそのウェイト付けに反映されることを期待しており、パンデミックの影響をモデルに反映することができない場合には、モデル適用後のオーバーレイ又は調整が検討される必要がある。

オーバーレイを見積もるにあたり、企業は、例えば、2003 年の SARS の発生など同様の事象の影響を含め、過去の経験を考慮することもできる。しかし、新型コロナウイルスのパンデミックの世界的な拡大及びその影響の深刻度は、最近の同様の事象と直接比較できないことは明らかである。この目的のためには、内在する不確実性と起こり得

る結果の非線形性がオーバーレイに確実に反映されるように、今後数ヶ月にわたり発生が予測される事象を複数の起こり得るシナリオにプロットし、それらにウェイト付けを行うことが適切な方法となり得る。

金融支援と信用補完の影響

政府又は親会社が提供するいかなる形態の支援であっても、その効果は、まずそれにより借手がデフォルトを免れることができるか、次に借手のデフォルトにより生じた損失を貸手に補償されるかにより左右される。政府又は親会社は借手に直接的な金融支援を行う場合がある。例えば、政府は、失業した従業員に一定期間、それまでの給与の一部を補償する場合がある。こうした形態の金融支援は、借手のローンのデフォルトを防ぐ、又はその程度を減少させる。こうした形態の金融支援は、ローンに関連する信用リスクが減少することになるため、貸手の SICR 及び ECL の評価において考慮される。

また、借手のデフォルトにより生じる貸手の損失を補償するための保証が、貸手に発行される場合もある。このような保証は借手のデフォルトを防ぐことはないが、デフォルトによる影響を減少させる。このような保証が会計上どのような影響を及ぼすかは、保証が保証されたローンの契約条件と不可分であるか、貸手は保証を区分して認識する必要があるかによって決まる。保証がローンと不可分であり、貸手がそれを区分して認識する必要がない場合、保証は、保証されたローンのデフォルト時損失率(LGD)を計算する際に考慮に入れなければならないが、SICR の評価に影響を与えることはない。また、パンデミックが信用補完の価値(例: 株価や債券価格、不動産価値及び保証人の信用状態)へ与える影響も考慮する必要がある。

IFRS 第 9 号移行リソース・グループは 2015 年 12 月に、ECL の評価に含まれる信用補完は、明示的に契約条件の一部となるものに限定される訳ではないと述べた。ESMA は 2020 年 3 月 25 日に公表したパブリック・ステートメントの中で、「公的保証が広く適用される法律による支払猶予又は経済的支援、及び救済措置に関連して提供される場合」、保証は不可分になると考えていた。信用補完が不可分であるかどうかは、個々の事実と状況に左右され、判断が求められる可能性が高い。仮に保証がローンと同時に発行され、ローンから分離することができない場合には、それは一般的にローンと不可分と考えられ、ECL の測定に含められることになる。一方、保証が既存のローンに対して発行され、ローンが当初実行された時点で予測されていない場合には、保証は一般的にローンと不可分とはみなされないであろう。

保証が不可分とみなされない場合であっても、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の類推適用により、補償資産として認識するための要件を満たす場合には、補償資産を貸借対照表上、別個に認識しなければならない。貸手の会計方針によっては、結果として純損益に相殺仕訳として処理される可能性がある。

政府による保証が市場水準より低い保証料率で発行される場合、借手と貸手は、それが IAS 第 20 号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」に従って会計処理及び開示する政府補助金に該当するか評価しなければならない。この評価を実施するにあたり、企業は、借手に提供される保証付きローンの金利水準、及び取引全体の経済性が貸手、借手又はその両方に便益を提供するものかを検討する必要がある。例えば、貸手が市場水準より低い保証料率により得られる便益が、借手へのローンで稼働できる金利の減額により、その一部の相殺を求められる場合、貸手の政府補助金の価値は、減額又は消去される。このようなケースにおいては、補助金の価値は、借手の信用リスクと比べて市場金利より低い利率のローンという形で、主に借手に発生する。

このような保証が持株会社又は他のグループ企業から市場より低い保証料率で提供される場合、提供される当初の便益は、グループ企業間の資本取引として会計処理する必要があるかもしれない。

政府又は親会社が提供するいかなる形態の支援であっても、その効果は、まずそれにより借手がデフォルトを免れることができるか、次に借手のデフォルトにより生じた損失を貸手に補償されるかにより左右される

政府による保証が市場水準より低い保証料率で発行される場合、借手と貸手は、それが IAS 第 20 号に従って会計処理及び開示する政府補助金に該当するか評価しなければならない

開示

集中リスクと流動性リスクによる現在の脆弱性

リスクの集中が存在する企業は、存在しない企業と比べてより大きな損失リスクに直面する可能性がある。IFRS 第 7 号「金融商品:開示」の第 34 項(c)は、「その他に提供される開示から明らかではない場合、リスクの集中を開示しなければならない」と定めている。企業は以下の情報を含めることを検討しなければならない。

- ▶ 経営者がどのように集中リスクを決定しているかに関する記述
- ▶ それぞれの集中に識別される共通した特性の記述。例えば、共通に見られる特性として、グループ分けした国、個々の国又は国内における地域ごと、及び(又は)業界ごとの取引相手の地理的な分布状況などに触れているものがある。
- ▶ そのような特徴を共有するすべての金融商品に関連して生じるリスク・エクスポージャーの金額

パンデミックが影響を与える地域又は業界(例えば、航空、ホスピタリティ、旅行業界)における経済活動の集中を識別している企業のうち、足元の重大な影響が生じるリスクに脆弱とは考えていなかったことを理由にその集中を従前に開示していなかった企業は、それに関する開示を行うことを改めて検討しなければならない。

同様に、現在の経済状況では流動性リスクが増大している。したがって、この領域に関する IFRS 第 7 号に規定される開示において、新型コロナウイルスのパンデミックの結果としての流動性ポジションの変動を反映することが期待される。企業は、この開示が継続企業の前提の評価と整合することに留意しなければならない。

IAS 第 34 号「期中財務報告」に従って期中財務諸表を作成する企業について、集中リスク及び流動性リスクが、直近の年次財務報告と比較して著しく変化している場合、企業は、上記の情報を期中財務諸表に開示しなければならない。

重要な判断及び見積り

判断や見積りに内在する不確実性の水準や感応度を考慮すると、ECL を見積る上で使用した主要な仮定や行った判断の開示は特に重要である。これは、年次報告企業及び IAS 第 34 号に従って期中財務諸表を作成する企業の両方にとって重要である。というのも、ECL の測定におけるインプットが、直近の年次報告書又は期中報告書と比較して大きく変動している可能性があるためである。重要な開示としては、例えば、複数の経済シナリオ分析に使用された主要なマクロ経済上のインプットの数値、これらのシナリオの確率加重、さらに、特定の業種や地域ごとに異なる課題をどのように考慮したかを決定するために用いた仮定、及びマネジメント・オーバーレイの影響が含まれる。

開示に関する銀行の追加的な検討事項

貸手は、業種及び地域ごとのエクスポージャーに関しより多くの情報を提供することが期待されるであろう。法律や規制上、柔軟に対処することが可能な範囲で、企業は、現時点で利用者が特に懸念する事項の情報に焦点を当てるために、期中報告書に通常提供される開示のうち、信用リスクに関係しない項目を減らすことができる可能性がある。

さらに、企業は、政府により要請された救済措置を含む、借手に提供された重要な救済措置の内容、及びそれらが減免に該当するのか、契約の実質的な条件変更に関連するものか、ステージ区分への影響及び全体の ECL への影響をどのように評価したのかを、財務諸表の利用者が理解できるように開示しなければならない。企業はまた、あらゆる形態の受領した重要な政府補助金又は政府援助を IAS 第 20 号に従って開示しなければならない。

企業は、現在の状況において、その法域における健全性及び証券規制当局が公表する ECL の開示に関するガイダンスや期待も考慮しなければならない。

従前には開示していなかったパンデミックが影響を与える地域又は業界における経済活動の集中を識別した企業は、それに関する開示を行うことを改めて検討しなければならない

弊社のコメント

新型コロナウイルスのパンデミックが ECL に与える影響を評価するには、特に直近の類似する事象と直接比較することができず、新型コロナウイルスの感染拡大と同様に政府の対策に左右されることから、相当の判断が求められる。

企業はマクロ経済シナリオを更新し、これらのモデルで十分捕捉しきれていないリスクを ECL に組み込むために、トップダウン型の「マネジメント・オーバーレイ」を使用することを検討しなければならない。判断や見積りに内在する不確実性の水準や感応度を考慮すると、ECL を見積る際に使用した主要な仮定、判断や救済措置の影響の開示は特に重要となる。

4. 非金融資産の減損

企業が使用又は売却のいずれかで資産の帳簿価額を回収することができない場合、資産は減損していることになる。企業は、減損テストのために資産の回収可能価額を見積る。回収可能価額は、処分費用控除後の公正価値(FVLCD)と使用価値(VIU)のいずれか大きい方となる。使用価値は、資産又は資金生成単位から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値と定義される。資産の使用価値の計算には、予想される将来キャッシュ・フローの見積り及びそうしたキャッシュ・フローの起こり得る変動に関する期待値を組み込む。

IAS 第 36 号は、企業は各報告期間の末日時点(年度末又は IAS 第 34 号の期中報告期間の報告日時点)で、企業の非金融資産に減損が存在しているかどうかを評価しなければならないと定めている。のれん及び耐用年数を確定できない無形資産については、IAS 第 36 号は毎年減損テストを行うことを求めている。IAS 第 36 号が適用される他の種類の資産については、各報告日時点で減損の兆候が存在するかどうかを評価しなければならない。兆候が見られる場合のみ、減損テストを実施する。

企業は IFRIC 第 10 号「期中財務報告と減損」に従い、過去の IAS 第 34 号による期中報告書に計上していたのれんの減損損失を、その後の報告期間に戻入れることはできない。

報告期間後の事象及び報告期間後に入手される情報は、報告期間の末日時点で存在していた状況に関する追加的な証拠を示す場合にのみ、減損の兆候に関する評価において考慮する。同様に、資産の回収可能金額の算定において、そのような情報が報告期間の末日時点で存在していた状況に関係する場合にのみ、報告日の後に入手した情報を考慮する。この評価を行うには、すべての事実及び状況に関する判断が求められる。

減損の兆候の存在

上述のとおり、企業は報告日時点で、IAS 第 36 号が適用されるすべての資産について、減損の兆候が存在しているかどうかを評価しなければならない。昨今におけるパンデミックの状況下では、株価やコモディティ価格の下落、市場金利の低下、製造工場の稼働停止、店舗の閉鎖、需要の低下、財やサービスの販売価格の下落など、資産が減損している兆候を示す、外部及び内部の情報源が存在する。企業はまた、直近の事実と状況を確実に反映させるために、どの程度、評価を更新する必要があるかについても検討しなければならない。

さらに、IAS 第 36 号では、各報告日時点で、のれん以外のすべての資産について減損損失がもはや存在しないか、又は減少している可能性を示す兆候があるかどうかを検討しなければならない。仮にそうした兆候が存在する場合には、企業は資産の回収可能額を再計算しなければならない。IAS 第 36 号は、実際の減損の「戻入の兆候」の可能性を示す例を定めている。

測定

減損損失を測定する際、企業は処分費用控除後の公正価値(FVLCD)と使用価値(VIU)のいずれか大きい方となる資産の回収可能額を算定しなければならない。減損テストにおける回収可能額に関して前期に行った最も直近の詳細な計算を使用することを容認する IAS 第 36 号の条件を企業が満たす場合を決定するには、相当の判断が求められる。我々は、現在の環境下において、多くの企業はこれらの条件を満たすことはない想定しており、この容認規定を適用する場合には、その判断を裏付ける追加的な開示が有用となるであろう。

FVLCD は、IFRS 第 13 号に定義されている公正価値であり、これについては本稿のセクション 11「公正価値測定」において説明している。VIU の見積りに関しては、資産の使用及び最終的な処分から生じる将来のキャッシュ・インフロー及びアウトフローを見積もり、そ

減損を評価する場合、企業は FVLCD と VIU のいずれか大きい方となる資産の回収可能額を算定しなければならない

のキャッシュ・フローを適切な割引率で割り引く必要がある。

回収可能価額が使用価値を基に見積られる場合、会計上の見積りに関する検討事項が適用される。予測されるキャッシュ・フローは、資産の残存耐用年数にわたって存在する経済状況に関する経営者の報告期間の末日時点の最善の見積りを反映するものでなければならない。現在の不確実な状況では、将来のキャッシュ・フローの予測又は予算を作成することが重要な課題になると見込まれる。こうした状況では、現在の不確実性を反映するために、確率加重したシナリオに基づく予想キャッシュ・フロー・アプローチは、使用価値を見積る場合の単一の最良の見積りよりも適切となる可能性が高い。

企業がパンデミックに関連して政府補助金を受領し、そのキャッシュ・フローが回収可能額の一部を占める場合、企業は、減損テストにそうした金額を含めることが、資産又はCGUの残存耐用年数にわたって存在するであろう経済状況の変動幅に関する経営者の最善の見積りを表す合理的かつ裏付け可能な仮定に基づくものであるかどうかを評価するために政府補助金の条件を慎重に検討しなければならない。

減損損失が発生した場合、企業は最初に、CGU又はCGUのグループに配分したのれんの帳簿価額を減額する。のれんが償却されている場合には、企業は、帳簿価額の割合に応じてCGU(又はCGUのグループ)のその他の資産を減額するが、資産の帳簿価額は回収可能価額又はゼロのいずれか高い価額を下回らないように減額しなければならない。こうした制限のために、CGUに含まれる項目の修正後の回収可能価額が、CGUについて計算された回収可能価額を上回るということも理論的にはありうる。そのような場合、他の基準に規定がある場合には、残額を負債として認識することになる。

のれんなど、多くの資産の残存耐用年数は長期にわたるため、企業は、足元の影響だけでなく、新型コロナウイルスパンデミック後の影響についても考慮しなければならない。たとえば、ある有形固定資産項目を将来廃棄するつもりである場合、減価償却期間を調整し、当該日に至るまでの期間にわたって、当該資産の帳簿価額を、その残存価額まで評価減しなければならない。

開示

現在の状況が不確実性を増せば増すほど、想定した仮定、その基礎となる証拠及び重要な仮定の変更の影響(感応度分析)の詳細な開示を提供することがより一層重要になる。

判断や見積りに内在する不確実性の水準や感応度を考慮すると、回収可能価額を見積る上で使用した主要な仮定や行った判断の開示は特に重要となる。最新の年次財務諸表に適用された主要な仮定、判断及び見積りと比較して、重要性のある見直しが行われる場合は特にこのようなケースに該当する。これには例えば、主要な仮定の値及び予測結果アプローチを用いる複数のシナリオの確率加重が含まれる。

IAS第34号は、期中財務報告は、前年度の報告期間以降に生じる企業の財政状態及び業績の変化を理解するために重要な事象及び取引を説明し、前年度の財務諸表に含まれていた関連情報を更新するものでなければならないと定めている。IAS第34号は、特に有形固定資産及び無形資産の減損損失の認識及びそうした減損損失の戻入れに言及している。

弊社のコメント

感染が拡大し、先行きの状況が予測できないこの段階では、経営者は、減損テストに際し、報告日時点で存在している状況を反映するような、合理的な仮定を主張するためには、相当の判断を行使しなければならない。現在の状況ではこれらの仮定の大多数が非常に大きな不確実性にさらされていると思われる。よって企業は、仮定及び感応度について詳細な開示を提供することを検討しなければならない。

5. 政府補助金

規定

IAS第20号は、政府補助金の会計処理及び開示、ならびにその他の形態の政府援助の開示に適用される。IAS第20号の会計上の定めは政府補助金にしか適用されないことから、政府補助金とその他の形態の政府援助の区別が重要になる。政府補助金とは、特定の形態の政府援助であり、企業の営業活動に関する一定の条件を過去に満たしていること、又は将来において満たすことの見返りとして行われる企業への資源の移転をいう。政府補助金は、交付金、助成金又は奨励金と称されることもあり、その他の形態の政府援助とともに、多くの場合、民間部門の企業に、仮にそうした援助が与えられなければ通常は取らないであろう行動を企業が取るよう奨励することがその目的になる。

SIC 第 10 号「政府援助—営業活動と個別的な関係がない場合」は、一部の国において、政府援助が企業に提供されるが、特定の地域又は産業において営業活動を行うという以外に、その営業活動に関しいかなる条件も付帯しない状況を取り扱っている。

範囲

現在、多くの国の政府や機関並びにこれと類似する組織が、新型コロナウイルス感染の世界的流行に関し、企業を支援するために必要な措置を打ち出している（又は打ち出す見込みである）。これらの措置には、直接の交付金、免税、減税や税額控除、未使用の繰越欠損金の使用可能期間延長、賦課金の減免、賃料の引下げや支払猶予、低金利融資などが含まれる。低金利融資の便益は IFRS 第 9 号及び IAS 第 20 号に従って会計処理されるものの、すべてのこうした措置が政府補助金として会計処理される訳ではない。例えば、法人所得税減税は、IAS 第 12 号「法人所得税」に従って会計処理され、賃料の引下げや支払猶予は、IFRS 第 16 号「リース」に、また農業活動に関連する政府補助金は IAS 第 41 号「農業」に従って会計処理される。

新型コロナウイルスが感染拡大し始めた以降、一部の政府は貸手への保証という形で間接的な支援を企業に提供している。例えば、政府は一定の条件を満たす企業が利用できる保証付融資を提供する場合がある。政府は、この保証に関する手数料を貸手に請求しない。結果として、保証が提供する信用補完により、貸手は企業に請求する金利を引き下げることができる。保証は補助金の定義には該当しないが（保証の提供は合理的に価値を算定することのできない政府援助の例になる）、公正価値を保証に関し算定することができ、保証が融資と不可分でないことを立証できる場合、保証は政府補助金として別個に会計処理することになる。この判断は保証の事実と状況に左右される。保証が融資と不可分となるかどうかの評価は判断の問題となる。

したがって、企業は適切な会計基準を適用するためにすべての事実と状況を慎重に分析しなければならない。本セクションでは IAS 第 20 号に定められる政府補助金の会計処理についてのみ解説し、IAS 第 20 号以外の会計基準が適用される措置の会計処理については他のセクションで詳述している。

貸借対照表における認識

企業は政府補助金の付帯条件を遵守すること及び補助金が受領されることについて合理的な保証がある場合にのみ、政府補助金を資産として認識する。例えば、政府が影響を受けた企業に特別交付金を配ることを決めた場合、企業が交付金を受け取る資格があり、補助金に付帯する条件が満たされることが確認された場合にのみ、政府補助金を認識することができる。新型コロナウイルスに関連して交付金が特定の条件なしに企業に提供される場合、補助金の受領が合理的に確実になった時点で資産として認識

多くの国の政府や機関並びにこれと類似する組織が、企業を支援するための適切な措置を打ち出している（また打ち出す見込みである）。すべてのこうした措置が政府補助金とみなされる訳ではない。適切な会計処理を決定するためには、判断が求められる

できる。しかしながら、補助金の受領それ自体は、補助金に付帯する条件が満たされている、又は今後満たされるという決定的な証拠を提供するものではないという点に留意することが重要である。

損益計算書における認識

政府補助金は、企業が、補助金が補填を意図する関連コストを費用として認識する期間にわたって規則的に純損益に認識しなければならない。補助金を収益に認識しなければならない期間を決定する基準になる負担や費用を生じさせる条件については、慎重に識別する必要がある。補助金の一部をある基準に基づき配分し、残りの一部を別の基準に従って配分することが適切である場合もある。補助金がすでに発生している費用や損失に関係する、又は将来的に関連するコストが発生することはないと見込まれる企業に緊急の財務支援を提供するためのものである場合、補助金は受け取りが可能になった時点で収益に認識しなければならない。当該補助金が受け取り可能になった期間の収益として計上される場合、企業は、その影響を明瞭に理解できるように開示しなければならない。

政府は、企業の設備投資に関する交付金を提供することで経済活動を刺激する決定を行う場合がある。これらの交付金が、企業が長期にわたって使用する資産への投資に関係するものである場合、補助金は、取得した関連資産の耐用年数にわたり純損益に認識しなければならない。

測定

現金給付による支援や交付金はその公正価値で測定する。しかし、政府補助金には他の形態によるものも存在する。例えば、政府補助金が低金利の公的融資の形態を取る場合、融資は IFRS 第 9 号に従って(公正価値で)認識し測定しなければならない、そのようにして認識された当初帳簿価額と実際を受取金との差額を政府補助金として取り扱う。あらかじめ定められた条件に従って返済が免除される、政府からの返済免除条件付融資は、当初 IFRS 第 9 号に従って金融負債として会計処理され、企業が返済免除条件を満たすという合理的な保証が存在する場合にのみ政府補助金として会計処理される。

政府補助金が、企業が使用する工場や設備など非貨幣性資産の移転の形態を取る場合、企業はこうした援助を非貨幣性資産の公正価値で会計処理するか、又は額面金額で会計処理するかについて、会計方針の選択を行う。

表示

資産に関する補助金は、貸借対照表において、次のいずれかの方法で表示する。

- 補助金を、資産の耐用年数にわたって収益として認識される繰延収益として独立掲記する。
- 資産の帳簿価額から補助金を控除する。その場合、当該補助金の便益は減価償却の減額として純損益に表示される。

収益に関する補助金は、独立科目として、又は「その他の収益」のような汎用的な科目名の下で収益の増加として、あるいは関連する費用の減額として、損益計算書に貸方表示する。

表示方法は、すべての類似する補助金に一貫して適用され、適切に開示されなければならない。

開示

IAS第20号は以下の情報の開示を求めている。

- ▶ 政府補助金に関して採用した会計方針及び財務諸表における表示方法

- ▶ 財務諸表に認識した政府補助金の内容及び金額並びに他の形態の政府援助で企業が直接便益を受けたものの説明
- ▶ 認識した政府補助金に付帯する未達成の条件及びその他の偶発事象

弊社のコメント

IAS 第 20 号を適用しなければならないかどうかは、政府機関やこれと類似する組織を含む、政府からの具体的な措置に伴う事実と状況により決まる。企業は適切な会計処理を決定するためにすべての事実と状況を慎重に分析する必要がある。

直近の政府による新型コロナウイルスのパンデミックへの対策には、法人所得税の減税やその他の還付が含まれる。企業は、これらの法改正が法人所得税の会計処理に及ぼす影響を慎重に検討する必要がある

6. 法人所得税

規定

世界中の政府が幅広い景気刺激策を打ち出している。直近の政府による新型コロナウイルスのパンデミック対策には、法人所得税の減税やその他の還付が含まれる。企業は、これらの法改正が法人所得税の会計処理に及ぼす影響を慎重に検討する必要がある。IAS第12号「法人所得税」は、当期及び過去の期間における当期税金負債及び資産を、報告期間の末日までに制定された又は実質的に制定されている税率及び税法を使用して、税務当局に納付する(又は税務当局から還付される)と予想される額で測定しなければならないと定めている。繰延税金資産及び負債も同様に、報告期間の末日までに制定された又は実質的に制定されている税率及び税法を使用して、資産が実現される、又は負債が決済される期間に適用が予想される税率で測定しなければならない。

会計上の見積り

財務諸表の作成における誤謬を避けるために、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第5項は、企業に対し、財務諸表の発行が承認された時点で入手可能になっており、かつ当該財務諸表を作成し表示する際に入手、検討可能と合理的に予想できたと考えられる信頼性のある情報を使用することを求めている。新しい情報や状況の変化により生じる会計上の見積りの変更は、誤謬の訂正とはみなされず、変更が生じた期間において会計処理しなければならない。将来の期間に得られる新たな情報や更なる経験から生じる、財務諸表に認識していた金額の将来の変更は、一般的に会計上の見積りの変更として扱われる。

判断を適用するにあたり、企業はIFRIC第23号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」を考慮したいと思うかもしれない。IFRIC第23号は、特定の税法の改正や現在の新型コロナウイルスのパンデミックを念頭に置いて開発された訳ではないが、税法の改正により税務上のポジションに生じる不確実性の会計処理の検討に当たり有用なガイダンスを提供している。IFRIC第23号は、企業に、税務当局が不確実な税務処理を容認する可能性が高いかどうかを検討することを求めている。税務当局がそのような不確実性のある税務ポジションを容認する可能性が高くないと企業が結論付ける場合には、不確実性の影響を、企業の法人所得税の会計処理に反映しなければならない。

実質的に制定されているか否か

国や地域によっては、政府による税率(及び税法)の公表が、実際の制定と同じ効果を有する。そのような状況では、税金資産及び負債は、公布された税率を用いて測定しなければならない。しかし、必ずしもこれに該当しないケースもあるため、企業は税金の軽減措置(例:税率の引下げ)がそうした国や地域ではいつの時点で実質的に制定されたことになるのかを、例えば特定の法域内での立法手続き及び、法律が実質的に制定されているとみなされるタイミングについてのコンセンサスを考慮しながら検討する必要がある。

認識

税金の軽減措置に付帯する条件

政府によっては、税金の軽減措置が新型コロナウイルスのパンデミックに影響を受ける企業にのみ適用されるように、一定の適格要件、例えば、特定の業種又は一定の規模(例えば売上ベース)であること、又は一定の金額以上の経済的影響を受けた企業であること等の要件を設けることがある。この場合、企業が要件を満たすかについて不確実性が生じる可能性があり、企業にとって、例えば、当該税務期間に税金の軽減措置を受けるための設定された収益基準額を下回っているかどうかなどについて、法人所得税が

ジションの評価の際に判断及び見積りを行う必要性を生じさせる可能性がある。企業は、税務当局がその税務ポジションを容認する可能性が高いかどうかを判断する必要がある。容認する可能性が高くない場合には、IFRIC 第 23 号は、不確実な税務ポジションについて追加の負債を認識すべきかどうかを判断するよう企業に求めている。不確実な税金資産の認識にも同じ規定が適用される。

税額控除

税金の軽減措置が税額控除の形態を取ることもある。税額控除は IFRS において定義されておらず、企業は、税額控除の受領をどのように会計処理すべきかにつき判断を行使する必要がある。税額控除は、IAS 第 12 号に従って税金負債の減額として会計処理されるべきこともあれば、軽減措置が現金給付の形を取るか、又は税金に必ずしも関連しない条件が紐づいている(例えば、承認された研究開発関連活動への支出)など、政府援助としての性質を示唆する場合には、IAS 第 20 号に従って政府補助金の受領として会計処理されるべき場合もある。

IAS 第 12 号の対象となりうる税額控除は、例えば課税所得等に基づき納付すべき税金を減少させるような仕組み(税金を納付するのに十分な資金がない場合、不足する額を減免するか、将来に繰延べることになる)であることや、税金に関連しない条件が紐づくことがほぼない、といったような特徴を有する必要がある。反対に、IAS 第 20 号に従って処理される税額控除は、多くの場合、納付が難しい税額に相当する金額は現金で直接給付され、往々にして税制とは関連のない条件が課されることが多い。いずれの場合でも、特定の軽減措置に関するすべての事実及び状況を、取決めの実態を評価する際に考慮しなければならない。

投資に関連する将来加算一時差異

IAS 第 12 号は、子会社、支店及び関連会社に対する投資ならびに共同支配の取決めに対する持分(国内外を問わず)に関連して生じるすべての将来加算一時差異について、以下の場合を除き繰延税金負債を認識しなければならないと定めている。

- ▶ 親会社、投資者、共同支配投資者又は共同支配事業者が、当該一時差異の解消時期をコントロールすることができ、かつ
- ▶ 当該一時差異が予測可能な期間内に解消しない可能性が高い

我々は、IAS 第 12 号は、報告日時点で入手可能な最善の情報に基づき、グループの留保利益に関し支払わなければならない税金について税金負債を計上することを求めていると考えている。従って、グループ企業間の配当に関する予測に変更が生じた場合には、グループは新しい情報に基づき上記評価を見直す必要がある。

測定

当期税金及び繰延税金の残高

2020年に入り、多くの政府が税金を通じた景気刺激策を打ち出している。12月を決算期とする企業の場合、これによる当期税金残高及び2019年12月31日時点の繰延税金残高の測定に影響が出ることはないと思われる。税率の引下げなど一定の税金の軽減措置は過年度に関係する場合もある。IAS第12号は、これらの残高は、報告日時点ですでに制定されている税率及び法律に従って測定すると定めていることから、過去の課税年度に関する影響は、法律の改正が実質的に制定された会計年度にのみ計上する。

2020年に報告期間が終了する企業は、2020年に入り公表された税金の軽減措置が報告期間末時点より前に実質的に制定されているかどうかを検討する必要がある。すでに述べたように、企業は自身の国や地域において「実質的に制定されている」ということの意味に関して形成されている一定のコンセンサスを考慮する必要がある。報告日までに実質的に制定されていると判断された場合、当期税金残高及び繰延税金残高は、景気刺激策における軽減税率などの優遇税制に基づき測定されることとなる。

累進的な税率の引下げなど税金の軽減措置が、複数回・複数年にわたって段階的に導入される場合、繰延税金残高の戻入れの時期もまた慎重に評価する必要がある。

税金の繰越欠損金

税務上の繰越欠損金が将来実現する可能性を評価する際、企業は、新型コロナウイルスのパンデミックの結果生じている厳しい経済状況が報告日時点で存在していたかどうかを検討する必要がある。報告日時点で存在していた場合には、企業は、課税所得及び将来加算一時差異の解消の予測において景気見通しの悪化を考慮する必要がある。報告日時点では存在していなかったと判断した場合、当該事象は修正を要する後発事象には該当しないが、企業は、後発事象の内容に関する開示を検討すべきである。

開示

後発事象に関する開示に加えて、新型コロナウイルスのパンデミックの影響を受けた企業に関しては、以下のような開示項目が必要になる。

- － 過年度と比較した適用税率の変化に関する説明
- － 税務上の繰越欠損金の額及び失効日
- － 当期に企業に損失が生じた場合の繰延税金資産の認識を裏付ける証拠の内容

企業は、上記の事項の適切な会計処理を決定するにあたり行った重要な判断や見積りの内容の開示についても検討すべきである。税法が報告日時点で実質的に制定されていたか及び法人所得税額控除の会計処理の決定も、そうした判断の対象になる。

弊社のコメント

企業は、新型コロナウイルスのパンデミックへの政府による対応の一環としての税率及び税法の改正が、報告日時点で実質的に制定されていたかどうかを判断する必要がある。減税措置や還付を、法人所得税費用の減額又は政府補助金の受領のどちらとして会計処理すべきかを判断するために、政府の減税措置や還付の特性を慎重に検討する必要がある。そうした新たな政府の対策により生じる法人所得税に関する不確実性により、企業は、当期税金及び繰延税金資産又は負債を異なる金額で認識し測定すべきかを検討しなければならない。

7. 保険契約から生じる負債

IFRS 第 4 号「保険契約」は、保険契約を発行する企業に、発行する保険契約から生じる権利及び義務を会計処理することを求めている。新型コロナウイルスの感染が拡大している現在の状況は、幅広い商品ラインを有する企業の保険負債に影響を及ぼす。例えば、生命保険や医療保険を発行する企業は、新型コロナウイルスのパンデミックが保険契約者の健康状態に及ぼす影響により、保険金請求の増加に直面するであろう。また、新型コロナウイルスのパンデミックにより生じる混乱に起因する事象に対して保険による補償を提供している場合も（例えば、休業保険、イベント中止に関する保険、旅行保険及び信用保険）、保険金請求の増加により影響を受ける可能性がある。しかし、コロナウイルスは新型の疾病であることから、保険契約者が保険会社に保険金を請求できるかどうかは、契約条件からは明確でなく、さらなる解釈（例えば、新型コロナウイルスは不可抗力であり、保険金請求資格に影響が生じるかどうか）が求められる可能性がある。企業は、契約に定められる企業の義務に影響を及ぼす現地の当局（例えば、政府、規制当局、保健・医療に関する行政機関）の解釈、指令又は規則（例えば、現在の状況を鑑みて顧客を公平に扱うために現地の規制当局が公表しているガイダンス）を検討する必要がある。

測定

保険契約を発行する企業は、企業固有の会計方針に基づき、新型コロナウイルスのパンデミック及びそれに伴い生じる混乱が保険負債に及ぼす影響を評価する必要がある。この評価は、負債十分性テスト（企業結合又は保険ポートフォリオの譲受により取得した保険契約に関連する繰延新契約費及び無形資産を含む）への影響を含む。¹ また、この評価においては、少なくとも、報告済みの保険金への影響、既発生未報告の保険金への影響、予想される将来の保険金の見積りに関する仮定への影響、さらに企業の保険金請求に関する事務処理費用への影響を含む、様々な要因を検討する必要がある。企業が保有する保険契約から生じるリスクに関して再保険を掛ける場合、保有する再保険契約から生じる資産の回収可能性を検討しなければならない。² これらの影響額を算定する際には、保険契約の条件だけでなく、それらの条件に関する現地の当局の解釈、指令又は規則の影響を考慮する必要がある（上記参照）。保険負債の測定に関する企業の会計方針に、市場指標の最新の見積り、例えば、金利や株価を使用する場合、企業は、市場の動向がそれらの指標に及ぼす影響を測定に反映しなければならない。この影響には、利益分担及びシャドウ・アカウンティングの仕組みを通じて保険負債の評価に影響を与える、関連する投資成果の影響も含む。

また、新型コロナウイルスにより後発事象が生じるかについても評価し、財務諸表への影響を判断する必要がある。新型コロナウイルスのパンデミックが続き、状況が急速に変化していることから、2020 年中頃に報告日（例えば、2020 年 6 月 30 日）を迎える期中財務諸表又は年次財務諸表を作成する企業は、後発事象の検討に関して非常に難しい状況に直面することになる。保険者は、後発事象が修正後発事象になるのか、それとも修正を要しない開示後発事象になるのかを、IAS 第 10 号「後発事象」（セクション 15）に従って判断するにあたり、それらの後発事象の内容と影響を慎重に分析しなければならない。

保険契約を発行する企業は、企業固有の会計方針に基づき、新型コロナウイルスのパンデミック及びそれに伴い生じる混乱が保険負債に及ぼす影響（保険負債の負債十分性テストに生じる影響を含む）を評価する必要がある

¹ 保有契約の将来価値、代理店契約の価値及び分配可能な繰延有配当剰余金（資産ポジションにある場合）などのいくつかの無形資産は、その回収可能性について追加的な評価が求められる可能性がある。

² 出再保険者が保有する再保険契約における状況以外の、保険契約者の補填を受ける権利は、本稿のセクション 9「保険による回収」で解説している。

企業は、見積りに用いた仮定を開示するとともに、不確実性を明確に示し、代替の仮定を用いた場合の保険負債の測定額の感応度を説明しなければならない。その際に、これらに新型コロナウイルスの影響を織り込むことで、どのような影響が生じるかを説明する必要がある。保険リスクの集中、クレーム・ディベロップメント、信用リスク、市場リスク及び資本などの他の開示項目についても、影響が生じると思われる。企業はまた、資産価値の低下及び資本規制の強化により資本比率に低下圧力がかかる可能性があるため、資本開示への影響も検討しなければならない。

たとえ保険会社に生じる影響の範囲は完全に明確になっている訳ではなく、影響に関する数多くの不確実性が存在していたとしても、これらの不確実性及びそれらの考え得る影響を説明する開示も必要になるであろう。このような開示には、報告期間後に生じた状況に関する事象だけでなく、報告期間末に存在していた状況に関する事象についても、報告日後に生じた状況に係る事象の説明を含める必要がある。

弊社のコメント

保険会社は、新型コロナウイルスのパンデミックによる保険契約者の健康状態の変化に関する補償から、世界的流行による混乱に係る事象に関する補償まで、幅広い保険の補償を提供しているため、新型コロナウイルスのパンデミックに影響を受けることになる。しかし、こうした状況から保険会社には様々な課題が生じることになり、その影響は、保険負債の会計処理への影響よりはるかに広範なものになると予想される。例えば、企業は新しいリスクを識別、観察し、保険ビジネスに生じる影響の大きさを判断しなければならないであろう。また、金融市場の動向が資産・負債の ALM 戦略に及ぼす影響についても対処しなければならない。

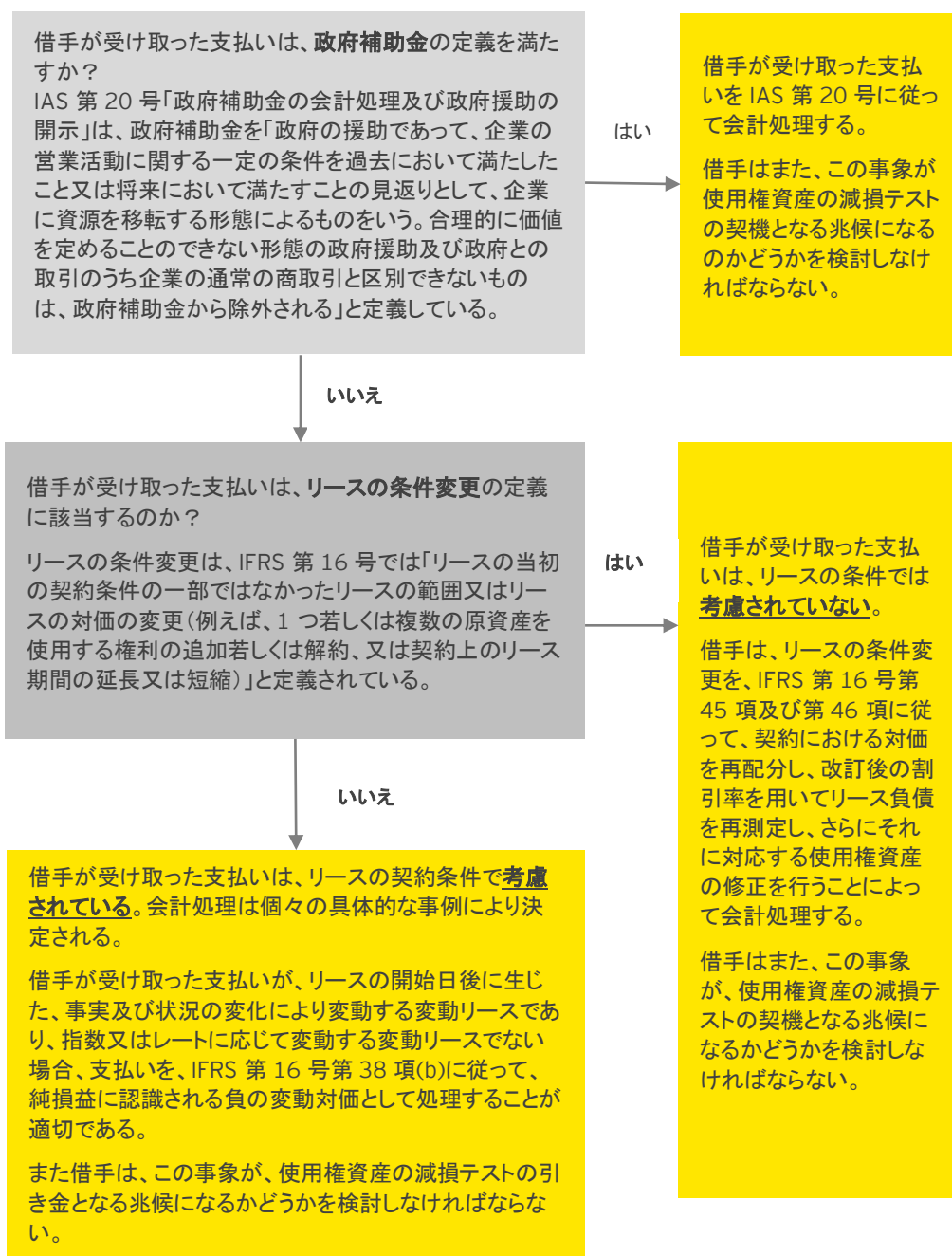
新型コロナウイルスの急速な感染拡大とその影響を封じ込めるために講じられている対策の範囲を考慮すると、保険会社は、翌期以降の保険負債に生じる影響の不確実性を予測するとともに、感染拡大の状況を詳細に観察し、感染拡大が保険負債の会計処理に影響を及ぼすかどうかを判断する必要がある。

8. リース

借手が受け取った(又は受け取る)支払いの評価

リースの借手が支払いを受け取った場合、IFRS 第 16 号「リース」が当該支払いに適用されるかどうかを評価する必要がある。国や地域によっては、現地の当局が、経済を支えるために借手等に交付金を給付する政策を実行している場合があり、そうした支払いは、IAS 第 20 号「政府補助金の会計処理及び開示」に従って会計処理されることになる。これに関する会計上の検討事項の説明については、セクション 5 を参照されたい。

図 1:借手が受け取った(又は受け取る)支払いの評価



リースの条件変更に関する IASB の文書

IASB は 2020 年 4 月に、新型コロナウイルスによるパンデミックの結果として認められる賃料の減免の会計処理を検討する際に、IFRS 第 16 号及び関連するその他の基準の定めを示すための教育目的で作成された文書を公表した。当該文書は、IFRS 基準書の定めを変更、削除又は追加するものではなく、IFRS 第 16 号が一貫して正しく適用されることを目的としている。

本文書は、リース契約の当初の条件の一部ではなかった賃料の減免が、IFRS 第 16 号においてはリースの範囲やリースの対価の変更として定義されるリースの条件変更に該当するか否かに関する検討方法を説明している。本文書は借手と貸手の両方に適用される。

リースの範囲の変更

リースの範囲に変更があるかどうかを評価する際、契約に基づき借手に移転する使用権に変更があるかどうかを検討する。リースの範囲の変更には、1 つ又は複数の原資産を使用する権利の追加又は終了、あるいは契約上のリース期間の延長又は短縮も含まれる。リース料の支払猶予、リース料の免除又はリース料の減額は単独ではリースの対価の変更であり、リースの範囲の変更にはならない。

リースの対価の変更

リースの対価に変更があるかどうかを評価する場合、リース料の変更による全体的な影響額を検討する。例えば、貸手が認める減免により、借手が 3 ヶ月間リース料の支払いを行わないとしても、その後リース料がその分増額される場合には、リースの対価は変わらないことになる。リース料の合計金額又はリースの範囲に変更がないリース料の支払猶予は、リースの条件変更にはならないであろう。我々は、貨幣の時間価値のみが考慮されるその後のリース料の増加は、リースの対価の実質的な変更には当たらないと考えている。例えば、仮に貸手が 2020 年 6 月のリース料の支払いを猶予するが、貨幣の時間価値を合理的に補填される利率で請求される金利と合わせて当該リース料を 2021 年 1 月に支払うように求めるとしたら、それはリースの対価の実質的な変更にはならない。しかし、リースの対価のその他の変更(例:未払い/未収の賃料の実質的な免除)は、リースの対価の変更になるであろう。

リースの当初条件の一部、あるいは一部ではない変更

リースの範囲が対価のいずれかに変更があるかどうかを評価する場合、そうした契約に適用される法律をはじめ、契約の条件及びすべての関連性のある事実と状況を考慮しなければならない。借手と貸手が、リースの当初の条件では想定されていなかった、リースの変更合意する場合、当該変更はリースの条件変更として会計処理される。この場合、借手は(下記で説明される IFRS 第 16 号の改訂が適用されない場合)IFRS 第 16 号の第 44 項から第 46 項に準拠し、貸手は(ファイナンス・リースに関する)IFRS 第 16 号の第 79 項及び第 80 項又は(オペレーティング・リースに関する)IFRS 第 16 号の第 87 項のガイダンスを検討する。

しかし、契約には特定の事象が発生する又は状況が生じる場合にリース料の支払いの変更につながる条項(例:不可抗力)が含まれている可能性があることから、契約の条件を慎重に検討しなければならない。例えば、一定期間小売店の閉鎖を政府が求める場合、リース料減額の権利を借手に与える条項が契約に含まれている場合がある。当初の契約の条項(又は適用される法律)から生じるリース料の変更は、IFRS 第 16 号のリースの条件変更にはならないであろう。この場合の会計上の影響は、下記セクション「リースの条件変更の会計処理」の項で検討している。詳細については、「Applying IFRS: COVID-19 に関連した賃料減免」([Applying IFRS: Accounting for covid-19 related rent concessions](#)) を参照されたい。

リースの当初の条件の一部でなかった範囲又は対価の変更はリースの条件変更になる

すべての関連性のある事実と状況を考慮してリースの条件変更に関連するかどうかを検討する

IFRS 第 16 号の改訂

IASB は 2020 年 5 月 28 日に、「COVID-19 に関連した賃料減免—IFRS 第 16 号『リース』の改訂」(以下、本改訂)を公表した。IASB は、COVID-19 の感染拡大に直接起因する賃料減免について、リースの条件変更に関する IFRS 第 16 号のガイダンスの適用を免除する任意の救済措置を借手に提供するために IFRS 第 16 号を改訂した。本改訂は貸手には適用されない。

IASB は救済措置を定めるにあたり、「借手は、大量に起こり得る COVID-19 に関連した賃料減免がリースの条件変更に該当するかを評価すること、また、借手は今回の感染拡大によって多くの課題に直面している状況を考慮すると、リースの条件変更に該当する賃料減免について IFRS 第 16 号の所定の会計処理を適用することは困難であると考えていること」を念頭に置いていた。³

本改訂の目的は、COVID-19 に関連した賃料減免を受ける借手に実務上の救済措置を提供すると共に、財務諸表の利用者に対してリースに関する有用な情報を提供することである。

借手は実務上の便法として、貸手から受けた COVID-19 の感染拡大に関連したリース料の減免が、リースの条件変更に該当するかどうかを評価しないことを選択できる。このように評価しないことを選択した借手は、COVID-19 の感染拡大に関連した賃料減免から生じるリース料の変更について、リースの条件変更ではないとした場合のリース料の変更に関する IFRS 第 16 号の会計処理と同様の方法により会計処理を行うことになる。借手は、IFRS 第 16 号第 2 項に定められるように、実務上の便法を、同様の特性を有する同様の状況にある契約に対して整合的に適用することを選択できる。

本実務上の便法は、IFRS 第 16 号第 46B 項に記述されているように、COVID-19 の感染拡大に直接起因する賃料減免であり、かつ以下のすべての条件を満たす賃料減免のみ適用される。

- ▶ リース料の変更が、実質的に変更直前のリースの対価と同じ、又はそれ未満となるようなリースの対価の改訂をもたらす。
- ▶ 2021 年 6 月 30 日以前を当初の期日としていた支払いのみに影響を及ぼすリース料の減額である(例えば、2021 年 6 月 30 日より前のリース料については減額されるが、2021 年 6 月 30 日より後のリース料は増額される場合などが考えられる)。
- ▶ リースのその他の契約条項や条件に実質的な変更がない。

本改訂の結論の根拠 BC205D 項(a)は、「IASB は、増加が貨幣の時間価値のみを反映する場合を除き、リース料の合計支払い額を増加させる賃料減免は、COVID-19 感染拡大を直接の原因とみなすべきではないと考えている」と述べられている。したがって、支払いを将来に繰り延べ、貨幣の時間価値を反映するために支払額が増加する賃料減免は、その他の条件すべてが満たされる前提であれば、実務上の救済措置の範囲になる。

IASB はさらに⁴、リースのその他の条件に実質的な変更が見られるかどうかを評価するにあたり、定性的及び定量的要因を検討すべきであると述べている。延長、解約又は購入オプションの導入又は撤回など、COVID-19 に関連した賃料減免を与える以上のその他の実質的な変更の場合には、実務上の便法により提供される救済措置の要件を満たさない全体的なリースの条件変更になる。逆に言えば、改訂に従えば、2021 年 6 月 30 日までの 3 ヶ月間賃料支払いが猶予され、リースが終了する時点でリース料が実質的に同じになるようにその後 3 ヶ月間のリース料の支払期間が追加されるような変更では、リースのその他の条件に実質的な変更が生じることはない。

³ IFRS 第 16 号 205B 項

⁴ IFRS 第 16 号 205D 項(c)

実務上の便法として、貸手から受けた COVID-19 の感染拡大に関連したリース料の減免が、リースの条件変更に該当するかどうかを評価しないことを選択できる

借手は本実務上の便法を遡及適用し、適用開始時点の累積的影響額について、借手が最初に本改訂を適用した報告期間の利益剰余金(場合によっては資本のその他の構成要素)期首残高を修正する。本改訂を最初に適用する報告期間については、借手はIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」第28項(f)に定められる、財務諸表上の影響される表示科目及び1株当たり利益の調整金額の開示を求められることはない。

借手は、本改訂を2020年6月1日以降開始する事業年度から適用する。これには、2020年5月28日時点でその発行が承認されていない財務諸表が含まれ、早期適用も容認される。⁵

リースの条件変更として会計処理されない賃料減免の会計処理

IFRS第16号の改訂は、借手が実務上の便法を適用する際に賃料減免をどのように会計処理するかに関する明確なガイダンスを定めていないが、この選択を行う借手は、COVID-19に関連した賃料減免から生じるリース料の変更については、リースの条件変更にならない場合のIFRS第16号の会計処理と同様の方法で会計処理すると述べている。

我々は、以下をはじめ、リースの条件変更として会計処理されない賃料減免の会計処理には潜在的に複数のアプローチが存在すると考えている。

我々は、リースの条件変更として会計処理されない賃料減免の会計処理には複数のアプローチが存在すると考えている

- ▶ リース料の免除又は繰延という形態の減免を、負の変動リース料として会計処理する(第1法)
- ▶ リース料の免除又は繰延という形態の減免を、従前の変動リース料を固定にする偶発事象の解消として会計処理する(第2法)
- ▶ リース料の免除又は繰延という形態の減免を、リースに変更がないものとして会計処理する(第3法)

リース料の免除又は繰延という形態の減免を、負の変動リース料として会計処理する(第1法)

貸手が、借手を一定のリース料から免除する、又はリース料を繰り延べる譲歩を与える場合、我々は、借手は、当該譲歩を、負の変動リース料として会計処理できると考えている。この場合、借手は契約における残りの対価を再測定し、契約に複数のリース構成要素と非リース構成要素が含まれる場合には、対価をリース構成要素と非リース構成要素に再配分する(当初の独立価格の比率を採用して配分する)。借手は、リース負債を測定するために用いた割引率を見直すことはない。この場合、借手は、配分された支払いのうち免除された部分を、変動リース料が生じることになった事実及び状況の変化が生じた期間に負の変動リース料として認識する。このアプローチは、貸手が変動リース収益を認識するために用いるアプローチに類似している。

リース料の免除又は繰延という形態の減免を、従前には変動であったリース料を固定にする偶発事象の解消として会計処理する(第2法)

我々は、借手は、従前の変動リース料を固定する、偶発事象の解消の会計処理と同様の方法で賃料減免を会計処理できると考えている。この場合、借手は、契約の残りの対価を再測定し、契約に複数のリース要素と非リース要素が含まれる場合、対価をリース構成要素と非リース構成要素とに再配分する(当初の独立価格の比率を採用して配分する)。借手は、リース負債を測定するために用いた割引率を見直すことはない。したがって、借手は、再測定した対価(例えば、貸手が与えるリース料の減免又はリース料の支払猶予を反映する対価)を用いてリース負債を再測定し、使用権資産はその再測定額に対応する調整を行う。

⁵ これはIFRS第16号における適用日をいう。ローカルの承認規定により、特定の国や地域に関しいつの時点で本改訂を適用することができるかに影響が生じる。

リース料の免除又は繰延という形態の減免を、リースに変更がないものとして会計処理する(第3法)

貸手が借手に対し、リース料の支払いの繰り延べを認める場合、我々は、借手は、既存のリースの権利と義務を用いてリース負債と使用権資産を引き続き会計処理し、配分したリース料の現金払いが期日を迎える期間に別個の未払リース料(一般的には金利は発生しない)を認識することで減免を会計処理することができると考えている。この場合、借手は、再設定された支払日にリース料を支払う時点で未払リース料を減額する。

将来の支払いに関し未払リース料を計上するというこのアプローチでは、リース負債を当初の追加借入利率を用いて増加することが認められ、リース期間の末時点でリース負債残高がゼロになる(すなわち、借手は、支払い時期の変更によるリース負債の増加を改めて検討する必要がない)。借手は多くの場合、リース負債の会計処理に既存のシステムを用いることができ、既存の支払スケジュール及び割引率を使用できる。これらのアプローチにかかる設例及び詳細な説明については、「Applying IFRS: COVID-19に関連した賃料減免」[Applying IFRS: Accounting for covid-19 related rent concessions](#)を参照されたい。

弊社のコメント

借手が得る賃料減免には多くの形態がある。したがって、借手は、与えられた賃料減免を詳細に評価し、適切な会計処理方法を決定する必要がある。また、1つ以上のアプローチが受け入れられる可能性もある。

リースの条件変更の会計処理

借手の留意点

リースの借手は、リース料の減免がリースの条件変更の定義を満たしつつ本改訂を適用しない場合には、通常はIFRS第16号のリースの条件変更の会計処理を行う。ただし、リースの貸手が自発的にリース負債を免除し、他の条件について変更がない状況では、リース料の減免をIFRS第9号「金融商品」3.3.1項を適用して、リース負債を(部分的)に認識中止し、貸方に純損益を認識する会計処理を行う(つまり、本改訂又はIFRS第16号の条件変更の定めを適用するのではなく、IFRS第9号を適用すること)も合理的と考えられるかもしれない。したがって、このような状況においては様々な実務が存在する可能性があり、各国の規制当局による見解を考慮することが重要となる。リースの借手は類似の特徴を持つ契約や同様の状況下にある契約に対しては、IFRS第16号かIFRS第9号のいずれかを選択して継続的に適用しなければならない。

リースの範囲が拡大し、独立価格に見合う金額だけ対価が増額されるリースの条件変更は、別個のリースとして会計処理される。この点については、[Applying IFRS: IFRS 第16号『リース』\(Applying IFRS: A closer look at IFRS 16 Leases\)](#)で詳述している。

別個のリースとして会計処理されないリースの条件変更については、借手は、リースの条件変更の発効日時点でリースの条件変更の会計処理を適用する。⁶ その場合、借手は、条件変更後の契約対価をリース構成要素と非リース構成要素(該当する場合)とに配分し、条件変更後のリース期間を決定して、同日時点で算定した修正後の割引率を用いて修正後のリース料を割り引くことによってリース負債を再測定する。修正後の割引率は、リースの残存期間のリース計算利率とするが、それを容易に算定できない場合には、借手の追加借入利率を使用することになる。

⁶ IFRS第16号では、条件変更の発効日は、「両方の当事者がリースの条件変更合意した日」と定義される。

仮に条件変更に伴ってリースの範囲が減少する(例えば、リース対象の面積を縮小する、又はリース期間を短縮する)場合には、借手は、リースの一部又は全部の解約を反映するようにリース負債を再測定し、使用权資産の帳簿価額を減額する(例:リース対象の面積が50%減少する場合には使用权資産を50%減額する)。これら2つの調整差額は、リースの条件変更時に純損益に認識する。借手は、その他のすべてのリースの条件変更については、原則としては、リース負債の再測定差額使用权資産の調整として会計処理する。⁷

弊社のコメント

本改訂を適用せずにIFRS第16号の定めを適用する場合、リースの条件変更では、多くの場合、改訂後の割引率を用いてリース負債を再測定することになる。一般的にリースの計算利率を、借手が容易に算定することができないことを考えると、多くの場合、借手は改訂後の追加借入利率を算定することが必要になる。特に多くの国や地域にまたがり、様々なリース料の減免を受けている場合などは、実務上の会計処理が難しくなることが考えられる。

貸手の留意点

貸手のリースの条件変更の会計処理は、リースがどのように分類されるかで決まる。

貸手はオペレーティング・リースの条件変更については、条件変更の発効日から新たなリースとして会計処理する。当初のリースに関する前払・未払リース料は、新たなリースに係わるリース料とする。

リースの範囲を拡大し、独立価格に見合う金額だけ対価が増額されるファイナンス・リースの条件変更は、別個のリースとして会計処理される。⁸ 別個のリースとして会計処理されていないファイナンス・リースの条件変更については、以下のようになる。

- ▶ 仮に当該条件変更が契約日において有効であったと考えて、リースがオペレーティング・リースとして分類されていたであろう場合には、貸手はリースの条件変更の発効日からリースの条件変更を新たなリースとして会計処理し、原資産の帳簿価額を、リースの条件変更の発効日の直前における正味リース投資回収額と同額で測定する。
- ▶ それ以外では貸手は、IFRS第9号に従って正味リース投資未回収額を会計処理する。

この点については、シリーズで公表している [Applying IFRS: IFRS 第16号『リース』\(Applying IFRS: A closer look at IFRS 16 Leases\)](#) で詳述している。

回収可能性に関する貸手の留意点

多くの借手が、政府によってその事業を強制的に閉鎖させられることにより財務的な困難に直面する可能性がある。それにより、一定の借手からのリース料の回収可能性が大幅に悪化する可能性がある。

IFRS第15号などの他の基準と異なり、IFRS第16号は、リース収益を認識しなければならないかどうか(いつの時点で認識しなければならないのか)を判断するための回収可能性には言及していない。したがって、我々は、回収可能性が低くても貸手は、オペレーティング・リース収益を継続して認識できると考えている。ただし、回収可能性に重要な懸念がある場合には他のアプローチも適切な場合があると考えられる。したがって、実務においてばらつきが生じることが考えられ、現地の規制当局の見解を検討することが重要になる。いずれのアプローチが採用されても、認識したリース債権には信用損失に関するIFRS第9号のガイダンスが引き続き適用される。⁹

ファイナンス・リースの貸手は、IFRS第9号の減損規定を、正味リース投資未回収額に適用しなければならない。

⁷ 借手によるリースの条件変更の会計処理の追加的な例は、[Applying IFRS: IFRS 第16号『リース』\(Applying IFRS: A closer look at IFRS 16 Leases\)](#) を参照されたい。

⁸ この点については [Applying IFRS: IFRS 第16号『リース』\(A closer look at IFRS 16 Leases\)](#) で詳述している。

⁹ 設例については、弊社刊行物「[Applying IFRS: COVID-19に関連した賃料減免](#)」を参照されたい。

貸手はオペレーティング・リースの条件変更については、条件変更の発効日から新たなリースとして会計処理する。当初のリースに関する前払・未払リース料は、新たなリースに係わるリース料とする

9. 保険による回収

規定

企業が債務を決済する補填を受けられることがほぼ確実なときに、かつその時にのみ、補填を認識する

IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従って、引当金を決済するために必要となる支出の一部又は全部が他の者から補填されると見込まれる場合には、企業が債務を決済すれば補填を受けられることがほぼ確実なときに、かつその時にのみ、補填を認識しなければならない。引当金の金額から、見込まれる補填の額を減額してはならない。その代わりに、補填は別個の資産として扱い、補填として認識する金額は引当金の金額を超えてはならない。

偶発資産は、「過去の事象から発生し得る資産のうち、その存在が確認されるのが、企業が完全には統制できない将来の 1 つ又は複数の不確実な事象の発生又は不発生によってのみであるもの」と定義されている。企業は実現しない可能性のある収益を認識する結果となるため、偶発資産を認識しない。しかし、収益の実現がほぼ確実になった場合、関連する資産はもはや偶発資産ではなく、それを認識することは適切である。偶発資産は、経済的便益の流入の可能性が高い場合には、開示しなければならない。企業は、進展状況が適切に財務諸表に反映されるようにするために偶発資産を継続的に評価していく必要がある。(従前では可能性はあったが、その可能性が高くなかった)経済的便益の流入の実現可能性が高くなった場合には、企業は偶発資産を開示しなければならない。経済的便益の流入の発生がほぼ確実になった場合には、当該資産及び関連する収益を、変化が発生した期間の財務諸表に認識する。

認識

企業は、新型コロナウイルスのパンデミックにより損失を招く可能性がある。例えば、地方自治体の要求により生産設備の稼働を停止しても、企業には人件費、賃料及び固定資産税など費用が継続して発生する。企業は多くの場合、事業の中断やその他の事象から生じる損失リスクを低減又は緩和するために保険契約を締結する。

保険金請求の会計処理は、請求の性質、受取金額(又は見込まれる金額)及び損失及び対応する保険による回収の時期を含む、様々な要因に基づき異なる。さらに、保険金収入の会計処理も、ある状況における特定の種類の損失に対する補償範囲の評価及び保険金請求を満たす保険者の能力の分析に影響される。

状況によっては、補填される費用が発生する時点で、補填の認識要件が満たされるということが明らかである場合がある。また、補償される損失の性質及び水準に関する幅広い様々な条件があるため、企業の事業中断に関する方針や条件について、慎重な分析が求められる場合もある。通常、長期間にわたって測定される、逸失利益や営業利益を補償する保険証券では、過年度の同様の期間との比較が求められる。このような場合、保険証券の条件に定められる測定期間中に収益又は営業利益が回復した場合には、いかなる補填も提供されない。例えば、四半期ごとの測定期間を定める保険証券での保険金請求は、小売業者が 1 カ月分の収益全部を失うが、四半期末時点までにその収益を回復する場合には、有効にならないであろう。

損失の認識(及び測定)に関する決定は、受け取ることになる補填の認識に関する決定とは無関係に行われる。損失を計上する際に潜在的な収益を考慮することは適切でない。

IAS 第 37 号は、偶発資産の認識を禁止している。そうした状況では、保険による回収の認識は、その実現がほぼ確実で、保険による回収がもはや偶発資産でなくなる場合にのみ適切となる。「ほぼ確実である」は IAS 第 37 号では定義されていないが、「可能性が高い」よりそのハードルは確実に高くなり、IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」の付録 A の「著しく可能性が高い」という用語¹⁰よりさらに困難なものになる。「ほぼ確実である」とは、残りの不確実性が無視できる程度で 100%に近いと解釈するのが妥当である。実務では、それぞれのケースをその実

¹⁰ IAS 第 37 号第 23 項により、事象が発生する可能性の方が高い場合には可能性が高いとみなされる。

質に即して評価しなければならない。潜在的な保険による回収に関しては、インシデントに関して有効な保険証券が存在し、請求が保険者により決済されると判断するには、保険者が請求を補償することが確認できる証拠が求められる。

従前は可能性が高くなかったが、その後受け取る可能性が高くなった場合でも、それが依然として偶発資産である場合、その場合にのみ開示が必要となる。この評価は、報告期間の末日後、財務諸表の承認日前に入手可能となる情報の分析にも適用される。IAS 第 10 号を適用して、翌期に入手可能となる、保険による回収に関する情報は、報告期間の末日時点で存在していた状況の証拠を提供し、実現がその時点でほぼ確実である場合にのみ、資産が認識される。例えば、この種類の損失を補償するという確認を、保険者から後で入手したとしても、それは報告期間の末日時点での補償の存在の証拠を提供する。

測定

企業は新型コロナウイルスのパンデミックの影響の少なくとも一部を、有効な保険証券の下での補填がほぼ確実であることが明確になった時点で、受け取る金額についての不確実性を、保険金請求額の測定に反映しなければならない。

表示

貸借対照表に関しては「相殺」は容認されておらず、保険の補填資産は、いかなる引当金とも別個に分類する。しかし、引当金に関する費用は、対応する補填額を控除した金額で、損益計算書に表示することができる。

IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」に従って、営業活動から生じるキャッシュ・フローは、企業の主たる収益獲得活動及び、投資活動又は財務活動ではない活動からのキャッシュ・フローである。保険金収入が事業の中断に関係する場合、それに対応するキャッシュ・フローは、営業活動から生じるキャッシュ・フローに分類する

弊社のコメント

多くの場合、保険証券の条件は複雑である。潜在的な保険による回収に関しては、インシデントに関し有効な保険証券が存在し、請求が保険者により決済されると判断するには、保険者が保険事故を補償することを確認する証拠が求められる。

企業は新型コロナウイルスのパンデミックの影響の少なくとも一部を、有効な保険証券の下で補填されることがほぼ確実であるということが定まった時点で、受け取る金額についての不確実性を、保険金請求額の測定に反映しなければならない。

10. 不利な契約に関する引当金

規定

不利な契約を有している場合、企業は IAS 第 37 号に従って当該契約による現在の債務を引当金として認識し測定しなければならない

不利な契約とは、契約による債務を履行するための不可避的なコストが、当該契約により受け取ると見込まれる契約的便益を上回る契約をいう。契約における不可避的なコストは、契約から解放されるための最小の正味コストを反映し、それは契約履行のコストと契約不履行により発生する補償又は違約金のいずれか低い方となる。不利な契約を有している場合、企業は IAS 第 37 号に従って当該契約による現在の債務を引当金として認識し測定しなければならない。不利な契約に対する別個の引当金を設定前に、企業は、当該契約に専用の資産に発生している減損損失を認識する。減損の検討事項の詳細はセクション 4 を参照されたい。

認識

新型コロナウイルスのパンデミックの 1 つの重要な影響は、世界的なサプライ・チェーンの混乱である。例えば、製造企業が固定価格で製品を販売する契約を有しており、地方自治体の要求により製造施設が閉鎖される場合、代わりに著しく高いコストで第三者から製品を調達しなければ、それらを引き渡すことができなくなる。この場合、不利な契約に関する引当金は、契約を解約する違約金又は契約を履行する正味コストの現在価値のいずれか低い方(すなわち、製品を調達するコストのうち受け取る対価を上回る金額)を反映する。企業をその債務から免除する特別な条項(例: 不可抗力条項)が存在するかどうかを判断するには契約書の精査が必要となる。他の当事者に補償を行うことなしに、取り消すことのできる契約は、債務が存在しないため不利な契約とはならない。

弊社のコメント

報告日時点で契約に定められる義務を満たすための不可避的なコストを評価する場合、特に標準的な契約条件を定めていない企業は、契約の不履行から生じる補償又は違約金を慎重に識別し定量化する必要がある。

11. 公正価値測定

公正価値測定の目的は、資産を売却する又は負債を移転するための秩序のある取引を、測定日時点で現在の市場の状況を踏まえて市場参加者が行う際の価格(すなわち「出口価格」)を見積ることである。新型コロナウイルスのパンデミック及びそれに続く国をまたいで経済及び市場の混乱から生じる公正価値測定への影響は、国、市場及び業種で様々である。一部の国がたとえ制限を緩和し経済活動を再開し始めても、不確実性が引き続き残る可能性は高い。このような現在状況で行う価値評価は、著しい測定上の不確実性にさらされ、また、潜在的な公正価値の見積りの幅はより大きくなる。そのため企業は、当該範囲のうち、そうした状況において公正価値を最も適切に表す水準を判断し、決定しなければならない。

以下では、変動性が高く不確実な市場環境下におけるIFRS第13号「公正価値測定」の適用上の課題へ対処する際の主要な留意点を説明している。

公正価値の定義は、強制された取引(例:強制的な清算又は投げ売り)ではなく秩序ある取引、すなわち当該資産又は負債に係る取引に関する通常の慣習的なマーケティング活動ができるように、測定日前の一定期間にわたり市場にさらされていることを仮定する取引を想定している。金融市場の変動性は、価格が異常な動きにあり、公正価値を反映していないことを示唆する場合があるが、そうした価格が秩序ある取引からのものではないことが明白である場合を除き、測定日時点の市場価格を無視することは適切でない。公正価値又は市場リスク・プレミアムを見積もる際に、取引価格にどの程度のウェイト付けを行うか決定する場合には、取引が秩序あるものであるかどうかの証拠を評価しなければならない。仮に観察された価格が強制的又は秩序に欠けると判断される取引に基づくものである場合、ウェイトを割り当てるとしても、その他の相場価格に比べて小さいものでなければならない。

取引が秩序のあるものであるかどうかの決定は、個々の取引ごとに行い、すべての関連性のある要因からの入手可能な証拠に基づき行うことが求められる。需給バランスの不均衡や流動性不足などの市場要因は、所定の市場の取引価格に影響を及ぼすが、そうした不均衡が直ちに、取引の当事者が知識を有する自発的な市場参加者でない、また取引が秩序あるものではないことを示す訳ではない。さらに、企業による、現在の市場で観察される価格では自己の資産を売却しない(又は負債を移転しない)とする結論が、これらの取引は投売りの状態にあるとみなされるということ意味するものでもない。IFRS第13号は、公正価値は市場に基づく測定値であり、企業固有の測定値ではない点を明確にしており、市場下落時に資産又は負債を保有するという報告企業の意図は関係ないと説明している。

活発な市場とは、資産又は負債の取引が継続的に価格付けの情報を提供するのに十分な頻度と量で行われている市場をいう。市場の活動の水準は、取引発生回数、売値と買値のスプレッド幅及びインプライド流動性リスク・プレミアムの著しい上昇など、入手される証拠にウェイトをおいて判断される。

IFRS第13号は、活発でない市場における観察可能な価格が、すべてのケースで公正価値を表していない可能性があったとしても、そうしたデータを無視すべきではないことを明確にしている。そうした場合には、これらの市場で観察された取引又は相場価格の目的適合性を評価するために追加的な分析が求められ、そこには、取引が秩序あるものであるか(上述)を判断するための分析、測定する資産又は負債に関する固有の要因、価格を取り巻く事実及び状況(例:取引の規模、取引日と測定日との間の期間の長さ、取引日と測定日との間の取引主体と市場の状況の重要な動き)などが含まれる。相場価格が秩序ある取引と判断される取引に基づく場合、観察可能な価格の調整(重要となる可能性がある)が必要になる、又は公正価値における当該価格に割り当てられたウェイトが変更されているかもしれないが、このデータ・ポイントを公正価値の見積りにおいて考慮しなければならない。

IFRS第13号は、公正価値は市場に基づく測定値であり、企業固有の測定値ではない点を明確にしており、市場下落時に資産又は負債を保有するという報告企業の意図は関係ないと説明している

取引量が著しく減少したとしても、市場は依然として活発である可能性があり、当該市場における秩序のある取引から観察される関連性のある価格及びインプットを引き続き検討しなければならない

また、市場の取引量又は活動の著しい減少は、どの評価技法を使用すべきか、どのように適用すべきか、インプットが測定日時点で観察可能であるかどうかに影響を及ぼす。例えば、マーケット・アプローチの適用が、より困難であることが判明し、追加の評価技法が必要になることがある。そうした追加的な評価技法では、観察可能ではないインプットの使用が必要になり、評価技法が市場の状況を確実に反映するように（公正価値を表すと判断される）当初の取引価格への調整が必要になる。これらはまた、公正価値ヒエラルキーにおける公正価値のレベルと当該レベルの変更（例えば、観察可能ではないインプットが公正価値に重要となる場合にはレベル 2 からレベル 3 に振り替えられる）に影響を及ぼし、それにより IFRS 第 13 号で定められる開示の内容と範囲が決まる。

さらに、取引量の著しい減少が、直ちに市場がもはや活発ではないことを示唆する訳ではない。最近の（又は過去の）活動の水準に低下がみられるが、当該市場における資産又は取引は十分な頻度と量で発生しており、公開市場で取引されている株式など、価格付けの情報を依然として継続的に提供する場合もある。同一の資産又は負債に関する活発な市場が測定日時点で存在する場合、企業は、調整することなしに、市場における測定日時点の相場価格（例：レベル 1 インプット）を公正価値の基礎に用いなければならない。測定日近くで活発な市場においてより大きな変動性がみられた場合でも同じである。

IFRS 第 13 号の公正価値ヒエラルキーは、秩序ある取引からの観察可能なインプットの使用を最大限にすること及び観察可能でないインプットの使用を最小限に抑えることを求めている。したがって、現在の環境により市場の流動性が低下しても、これらの市場における秩序ある取引から観察される適切な価格及びインプットを、引き続き検討しなければならない。最近の取引価格など観察可能なレベル 2 情報が入手可能な場合に、自社に固有のインプット（レベル 3 測定値）のみを使用するインカム・アプローチなど観察可能でないインプットに基づくモデルのみを機械的に使用することは不適切である。特に資産又は負債の市場の活動が著しく減少しているような状況では、観察可能な市場データの目的適合性及びそれらが秩序のある取引を反映するものであるかどうかを評価するのに判断が求められる。

弊社のコメント

IFRS 第 13 号は、現在の環境にとりわけ関係するような、著しい変動性や数量ないし活動の縮小が生じている市場における資産及び負債の公正価値に関する適切なガイダンスを提供している。公正価値の合理的な見積りを導き出すために本ガイダンスを適用するうえでは、経営者による重要な判断が求められるとともに、企業の公正価値算定及びレビューに関する有効なプロセスの整備が求められる。一定の状況では、現在の市場の状況に即して既存の評価技法の変更及び評価上の調整が求められ、必要な専門知識、経験及び市場の知識を有する外部の評価専門家の助けが必要になる可能性がある。

IFRS 第 13 号に定められる開示を提供することによって、感応度を含む、公正価値の算定に使用される技法、主要な仮定及びインプットに対する透明性を担保することは、公正価値測定と不可分であり、この先例をみない環境下における財務報告の有用性を向上させる鍵になる。

12. 収益認識

新型コロナウイルスのパンデミックは、IFRS 第 15 号「顧客の契約から生じる収益」に基づく収益認識に様々な影響を及ぼす可能性がある。詳細については、以下の論点のそれぞれに関してさらに詳述している弊社の刊行物「Applying IFRS IFRS 第 15 号:顧客との契約から生じる収益」([Applying IFRS:A closer look at IFRS 15 the revenue recognition standard](#))、顧客との既存の及び新たな契約における変動対価の見積りは、現在の状況に照らして評価する必要がある。パンデミックにより影響を受けた可能性のある変動対価の例には、返品率、契約数量及び企業が履行に基づくボーナス又は違約金に係る契約上の条件を満たすかどうかに関する見積りも含まれる。

顧客との既存の及び新たな契約における変動対価の見積りは、現在の状況に照らして評価する必要がある

変動対価

顧客との既存及び新たな契約における変動対価の見積りは、現在の状況に照らして評価する必要がある。パンデミックにより影響を受けた可能性のある変動対価の例には、返品率、契約数量及び企業が履行に基づくボーナス又は違約金に係る契約上の条件を満たすかどうかに関する見積りも含まれる。

顧客との契約に変動対価が含まれる場合、企業は一般的に契約の締結時点で、約定した財又はサービスの顧客への移転と交換に権利を得ることになる対価の金額を見積もらなければならない。企業が取引価格に含めることのできる変動対価の金額は、対価の変動性に関する不確実性が解消された時点で認識した収益累計額の大幅な戻入れが生じない可能性が非常に高いと判断される金額に制限される。

契約締結時点でそうした見積りを行う企業は、各報告日時点で存在する状況を見積りに反映するために、契約期間全体を通して見積りを更新していくことが求められる。そのため、新型コロナウイルスのパンデミックに関し、解消された不確実性や残存する不確実性に関する新たな情報を考慮し、受け取る権利を有すると見込む対価の金額に関する企業の新たな予想を反映するために、変動対価の見積り(制限される金額を含む)を見直していく必要がある。

変動対価の見積りの変更に起因する(かつ後述する契約の条件変更に起因するものではない)取引価格総額の変更は、一般的に契約における履行義務に対して当初の配分方法と同じ方法で配分する。すなわち、相対的な独立販売価格に基づき配分する(つまり、当初の配分と同じ比例割合を用いる)、又は変動対価の配分に関する例外規定に従って特定の履行義務に配分することになる。充足済み(又は一部が充足済み)の履行義務に配分された金額は、取引価格の変更が発生する期間に収益として(すなわち、累積的なキャッチアップ・ベースで)認識する。それにより、充足された履行義務に関する収益又は一定期間にわたって部分的に充足されている履行義務に関して認識した収益の累計額が増減することになる。また、変動対価の配分に関する例外規定を用いている場合、企業はこの例外規定を引き続き適用することができるか否かを検討しなければならない。

契約の変更及び解約

新型コロナウイルスのパンデミック及び現在の市場の状況を踏まえると、企業は顧客との契約条件の変更を検討せざるを得ない場合がある。顧客と企業が契約を(全体的に又は一部を)解約する可能性も高く、それも IFRS 第 15 号における契約の変更には該当する。契約の変更は、契約の当事者が契約の範囲又は価格(あるいはその両方)の変更合意することで生じ、そうした変更により新たな契約が生じるか、又は契約の当事者の既存の強制可能な権利及び義務が変更されることになる。

企業は、IFRS 第 15 号第 18 項から第 21 項に従って契約の変更を会計処理する。これらの規定に基づけば、一定の契約の変更は別個の独立した契約として取り扱われる一方、他の契約の変更は原契約と組み合わせられ、単一の契約として会計処理

される。また、契約の変更は、将来に向かって会計処理しなければならないものと、累積的なキャッチアップ・ベースでその影響を会計処理するものに分かれる。

いつ契約の変更が生じたのかは通常は明確であるが、状況によってはその決定に判断が求められる場合がある。例えば、顧客との交渉が強制可能な権利及び義務を生じさせる場合には、企業は、当事者が最終的な合意に至る前の段階であっても契約の変更を会計処理する必要がある。さらに、商慣習により契約に新たに強制可能な権利及び義務が生じる、又は契約における既存の強制可能な権利及び義務に変更が生じる場合には、そうした商慣習により契約の変更が示唆されることもある。

企業はまた、既存の顧客との新たな契約が、既存契約の変更にあたるかどうかを評価しなければならない。我々は、企業はこの判断を行うに際し、事実と状況に加え、IFRS 第 15 号第 17 項の契約の結合に関する規定に定められる要件を検討する必要があると考えている。

IFRS 第 15 号が適用される契約が変更される場合、我々は、それが「事実及び状況の重大な変化」が生じていること(IFRS 第 15 号第 13 項)、及び企業が変更された契約に関して IFRS 第 15 号第 9 項の要件及び契約期間(すなわち、契約の当事者が現在の強制可能な権利及び義務を有する期間)を再度見直す必要があることを示唆している可能性があると考えている。そのような見直しの会計処理は将来に向かって行われ、既に移転された財及びサービスに関する結論が変わることはない。すなわち、企業は契約の下で既に認識された収益、債権又は契約資産を、そうした見直しにより戻し入れる必要はない。

回収可能性及び支払期間の延長

新型コロナウイルスのパンデミックは、顧客の支払能力や意図に影響を及ぼす可能性があり、また企業は、部分的な支払いや支払期間の延長に通常よりも柔軟に対応することもあろう。企業はこうした状況の会計処理を検討する必要がある。特に以下で説明しているように、IFRS 第 15 号における回収可能性の評価、契約締結時点の変動対価の見積り、IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルにおける契約資産や債権の事後的な減損損失の測定(セクション 3 のローン、営業債権及び契約資産の個別評価と集成的評価を参照)、関連する契約コスト資産の減損、及び重要な金融要素の識別への影響について評価しなくてはならない。企業はまた、既存の顧客との契約の変更を上記で説明した契約の変更として会計処理すべきか否かを判断する必要がある。

顧客と新たな契約を締結する企業は、顧客の支払能力と意図を慎重に評価する必要がある。取決めが IFRS 第 15 号に従って収益を創出する契約として会計処理されるためには、企業が顧客に移転される財又はサービスとの交換で受け取る権利を有する対価を回収できる可能性が高くなければならない。IFRS 第 15 号においてこの回収可能性の評価を行うにあたり、企業は最初に同基準書の収益認識モデルのステップ 3 にあたる取引価格を算定する必要がある。企業が契約の締結時点で、価格譲歩(変動対価の一つの形態)を提示している、又はそれを進んで受け入れる意思がある場合には、契約価格と取引価格が異なる可能性がある。企業は顧客との関係を構築又は強化するために契約に明示されている価格よりも低い価格を受け入れることや、顧客が商慣行により企業が価格を引き下げるであろうという合理的な期待を抱くことがある。企業は、契約開始時点で取引価格(すなわち、顧客に移転される財又はサービスとの交換で受け取る権利を有すると期待する金額)を算定するにあたり、契約価格から価格譲歩の見積額を控除する。その後、当該取引価格に対して回収可能性の評価が行われる。企業はまた、IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルに従って IFRS 第 15 号が適用される契約から生じる契約資産及び債権を評価しなければならない。

企業が回収を見込む金額が契約締結後に変化する場合、企業は、当該変化が(1)契約の締結時点で識別された変動対価の見積りの見直しによる(したがって、取引価格の変更として会計処理されるであろう)ものなのか、(2)IFRS 第 9 号に従って(収益認識基準の枠外で)減損損失として会計処理される信用損失を生じさせる識別可能なクレジット・イベント(例えば、判明している顧客の業績悪化、破産申請その他の財務リス

回収可能性に関する懸念及び支払期間の延長については慎重な分析が求められ、IFRS第15号が適用される有効な契約の有無、収益の見積り及び減損に関する検討に影響を及ぼす可能性がある

トラクチャリング、又は経済的理由による支払条件の見直し要請など)によるものなのかを評価するために、相当な判断が求められる。また、既存の顧客との契約条件が変更される場合、企業は契約の変更が存在するかどうかを検討する必要がある(上記を参照)。

顧客による契約対価の支払能力と意図に関する事実と状況に変化が見られる場合、それらが IFRS 第 15 号が適用される契約がもはや存在せず、よって収益を認識すべきではないことを示唆するほど十分に重要な変化であるかを評価するには、判断が求められる。これは、IFRS 第 15 号では、重要な事実及び状況に変化がみられる場合、企業は受け取る権利を有する対価を回収できる可能性が高いかどうかを見直すことが要求されているからである。また、回収に懸念がある場合には、企業は資産化された契約獲得又は履行コストについて減損の要否を検討しなければならない。

新規又は既存の顧客に対する支払期間の延長は、当該契約に重要な金融要素が含まれることを示唆している可能性がある。重要な金融要素が存在し、契約の当事者により合意された契約上の支払時期が、顧客又は企業に重要な資金調達に係る便益を提供する場合には、企業は貨幣の時間的価値の影響について取引価格を調整する必要がある。

顧客のインセンティブ

企業は顧客の需要を喚起するために、無料の財やサービス、キャッシュバックなど、追加的なインセンティブを提供することがある。また、顧客のニーズに応じて、財又はサービスの価格設定を変更する場合もあれば、受け取ることができない顧客のために製品の保管サービスを提供する場合もある。

顧客に提供される無料の財及びサービスの会計処理は、提供されるインセンティブに係る個別の事実及び状況に左右される。インセンティブが既存の契約に関して、当事者間の新たに強制可能な権利及び義務を創出するか、あるいは既存のそれらの権利及び義務を変更するものである場合、上記で説明したとおり、契約の変更として会計処理される。別のケースでは、インセンティブが契約の変更には該当せず、マーケティング・インセンティブ(すなわち費用)として会計処理される場合もある。

そうしたインセンティブが顧客との既存の契約において新たに強制可能な権利及び義務を創出するか、あるいは既存のそれらの権利及び義務を変更するかを判断するにあたり、網羅的な検討事項ではないが、以下のような事項を検討することが適切となる可能性が高い。

- ▶ インセンティブは、特定の顧客又は顧客グループとの交渉により提供されたものか。
- ▶ 同じインセンティブが、既存の顧客と、顧客の定義を満たさない相手方の両方に与えられるか。
- ▶ インセンティブが既存の顧客にのみ提供される場合、現在の幅広い顧客層(又は現在の顧客全員)に提供されており、個々の顧客との交渉の結果として提供されたものではないか。
- ▶ 企業は当該インセンティブの提供を中止する権利を有しているか。

さらに、契約を結合すべきか否かを検討する際に参照すべき IFRS 第 15 号第 17 項の規定は、企業が無料の財又はサービスを既存の顧客へ提供することが契約の変更には該当するかどうかを判断する際に参考になると考えられる。

企業はまた、顧客に支払った、又は支払われることになるあらゆる対価を識別する必要がある。顧客に支払われる対価は、顧客が企業に移転する別個の財又はサービスとの交換である場合を除いて、取引価格(したがって、収益)の減額として会計処理される。

さらに、企業が財及びサービスの価格設定を変更する場合、新たな契約について、又

顧客に提供される無料の財及びサービスの会計処理は、それがマーケティング・インセンティブなのか、又は契約の変更であるかにより異なる

は一定の既存契約の条件変更時点において、当該財及びサービスの独立販売価格を見直す必要があるかどうかを判断する必要がある。独立販売価格は契約の締結時点で算定され、契約が変更されない限り(契約が変更された場合は、その変更が既存の契約の一部として取り扱われない場合を除き)、事後的に更新されることはない。

企業は、顧客から製品を企業の倉庫に保管しておいて欲しいとの要請を受けた場合、収益の認識時期に影響が生じるかを評価する必要がある。企業は、IFRS 第 15 号第 B79 項から B82 項の請求済未出荷契約に関する規定を検討する必要がある。これらの規定では、請求済未出荷契約における財の販売に関し収益を認識するために(IFRS 第 15 号第 38 項の支配の移転に関する指標に加えて)充足しなければならない追加的な要件が定められている。

開示

企業は、新型コロナウイルスのパンデミックによる商慣行における不確実性又は変化により、開示を改善すべきかどうかを検討する必要がある。例えば、企業が変動対価を見積り(制限の適用を含む)場合、見積りに使用した方法、インプット及び仮定に関する情報を開示しなければならない。企業はまた、請求済未出荷契約における履行義務がいつの時点で履行されるか及び重要な支払条件をはじめとする履行義務に関する一定の情報を開示することが求められる。企業は、収益の金額と時期の決定に重要な影響を与える判断及びそのような判断における変更の開示を求める規定についても考慮しなければならない。

弊社のコメント

新型コロナウイルスのパンデミックに関する不確実性が収益の会計処理、例えば変動対価の見積り(制限を含む)に及ぼす影響を評価し、適切な開示を行うにあたり、相当の判断が求められる。重要な点は、その影響は変動対価に限定される訳ではないということである。パンデミックを受けて行われる意思決定(例: 契約の変更、回収可能性に懸念がある顧客との取引、設定価格の変更)は、既存の及び将来の契約の会計処理及び開示に影響を及ぼす可能性がある。

13. 棚卸資産

IAS 第 2 号は、棚卸資産を、取得原価と正味実現価額(NRV)のいずれか低い方で会計処理することを求めているが、一定の例外(例:売却コスト控除後の公正価値で棚卸資産を会計処理するブローカー/トレーダー)も存在する。なお、公正価値はセクション 11 で解説している。

棚卸資産(取得原価及びNRVの両方)の測定は、営業活動の内容と消費者の需要の変化に影響される。その影響を決定するには判断が求められる

取得原価の決定

新型コロナウイルスのパンデミックにより、例えば、サプライ・チェーンを変更する、又はオンライン・セールスに移行するなど、ビジネスを行う方法を再考する必要性が生じている。こうした変化は、支出の増加につながり、棚卸資産の取得原価に影響を及ぼす可能性がある。

棚卸資産を製造する又は追加加工する企業にとって、棚卸資産の取得原価には、生産施設の正常な生産能力に基づく固定製造間接費の配賦額も含まれる。「正常生産能力」は、平均的な期間又は季節に基づいて決定されるが、それは正常な状況が前提になる。実際の生産水準が正常生産能力に近似する場合には、実際の生産水準が使用されることもある。しかし、企業は生産を継続して行うことができたかもしれないが、生産活動が制限される期間(例:ロックダウン期間)は、正常生産能力で生産されていないことを意味する可能性がある。

例えば、需要の低下又はロックダウン期間中の強制的な閉鎖により、生産水準が低下した、又は工場の操業が停止した企業も存在する。生産量が平均を下回る場合、各生産単位に配分する固定製造間接費を増やしてはならない。代わりに、配賦されなかった間接費は、発生した期間に費用として認識する。逆に、例えば買い占めなどにより、企業が通常より高い水準で生産を行うこともある。こうした状況では、棚卸資産が取得原価を上回る形で測定されることがないように、各生産単位に配分される固定製造間接費の金額を引き下げる必要がある。

他のコストについて資産化できるかどうかを判断するにも注意が求められる。例えば、需要が通常水準を下回っていることから、棚卸資産を保管するために、企業に追加的なコストが発生する場合がある。しかし、保管コストは追加加工を行う前の生産過程に必要な場合のみ資産化できるため、そうしたコストは発生した時点で費用化する必要があるかもしれない。また、例えば、卸売市場に納品された商品を個人消費者向けに再包装する場合には材料の廃棄が生じることがある。企業は、破棄材料、労務費その他生産コストが正常でないかどうかを判断する必要があり、正常でない場合には、発生した時点で費用化しなければならない。

正味実現可能価額の決定(NRV)

正味実現可能価額は、「通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する原価の見積額及び販売に要するコストの見積額を控除した額」と定義される。¹¹

上述のとおり、棚卸資産を完成するための想定コストは変化する可能性がある。さらに、パンデミックの間、特にロックダウン期間は消費者の行動は通常とは異なる。例えば、企業によっては、買い占めによりその間の需要が非常に高まり、その後需要がほとんど又は全く見られなくなることがある。また顧客を引き付けるために値引きせざるを得ない企業もある。こうした変更は、販売価格の変動をもたらす、販売コストの見積額に影響する。

不確実性が続いており、正味実現可能価額の見積りも、以前より大きな見積上の不確実性にさらされることになり、適切な仮定の決定には相当の判断が求められる。場合によっては、企業は棚卸資産を廃棄する場合がある。例えば、有効期限切れが早い商品を有する企業は、保管又は販売できなかった商品を処分しなければならなかったかもしれない。また、棚卸資産の全部又は一部が陳腐化する場合、又は販売価格が下落し

¹¹ IAS 第 2 号第 6 項

た場合には、棚卸資産を正味実現可能価額まで評価減しなければならない企業も存在する。

開示

棚卸資産に関する開示は、使用された測定基礎を含み、利用者が、取引、事象及び状況が財務諸表にどのように反映されているか、及び変化に対する感応度を理解する際の一助になる。企業は最低限、純損益に計上した棚卸資産の評価減の金額、その後の評価減の戻入を、年次財務諸表で開示する必要があり、重要性がある場合には期中財務諸表においても開示する必要がある。¹² さらに企業は、評価減の戻入れにつながる状況又は事象を開示する必要がある。

弊社のコメント

パンデミックを踏まえた決定では、棚卸資産の原価の見直しが生じる場合がある。需要が減少すれば棚卸資産を正味実現可能価額にまで評価減しなければならないかもしれないが、正味実現可能価額の決定には相当の判断が必要になる。財務諸表の利用者がパンデミックの棚卸資産への影響を理解できるようにするために、追加の開示が必要になるかどうかを慎重に検討しなければならない。

¹² IAS 第 2 号第 36 項及び IAS 第 34 号第 15B 項(a)を参照

14. 株式報酬

株式市場条件以外の権利確定条件の達成の可能性がもはや高くない場合、企業は、従前に認識していた株式報酬費用を、評価が変わった期間において戻し入れる

IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」では、権利確定条件が付された持分決済型の株式報酬の従業員へ付与する企業に対して、関連する費用を、株式市場条件以外の権利確定条件(株式市場条件以外の業績条件)が充足される可能性が高い場合に、権利確定期間におけるサービスの提供に応じて認識することが求められている。パンデミックに起因する不確実性は、事業活動の大幅な縮小や株価の大幅な下落をもたらしている。ここで、株式市場条件以外の業績条件を含む株式報酬に関する費用は、権利確定が見込まれる報酬の数の最善の見積りを基に算定するが、その後の情報により、権利確定が見込まれる報酬の数が従前の見積りと異なることが示唆された場合には、企業は見積りを修正しなければならない。新型コロナウイルスのパンデミックにより影響が及ぼされた指標(例: 売上、EBITDA 等)に基づく株式市場条件以外の業績条件が充足されるかどうかを評価するために、企業は将来見通しのアップデートについて検討する必要がある。

株式市場条件以外の業績条件の達成可能性が高くないとされた場合、従前に認識していた株式報酬費用は、評価が変わった期間において戻し入れる。一方、株式市場条件及び権利確定条件以外の条件が満たされる可能性は株式報酬取引の付与日の公正価値に織り込まれるため、関連する費用は、IFRS 第 2 号第 21 項及び第 21A 項に従い、当該株式市場条件及び(又は)権利確定条件以外の条件が満たされるかどうかに関係なく、従業員がその他の権利確定条件(例: 勤務条件)を充足するかぎり認識し続けることになる。

条件変更及び取消し

パンデミックの影響により権利確定条件が満たされなくなる可能性がある場合において、従業員やその他の者が従前と同じようにサービスを提供する動機を持てるよう、株式報酬契約の条件が修正される場合がある。報酬の条件の修正(例: 業績に基づく報酬における利益目標の変更、あるいは、行使価格の変更)により報酬の公正価値、権利確定条件又は分類が変わるような場合には、条件変更に関する会計処理を適用しなければならない。持分決済型の株式報酬について、IFRS 第 2 号第 27 項では、最低限、付与した資本性金融商品の付与日現在の公正価値で(すなわち、当初条件に基づいて)測定した、受け取ったサービスを認識することを求めている。ただし、当該資本性金融商品が、付与日において定められた権利確定条件(株式市場条件を除く)を充足できなかったために権利確定しない場合は除く。

企業又は従業員が権利確定期間の間に株式報酬契約を取り消す場合、取消は権利確定の加速として会計処理される。したがって、本来であれば権利確定期間の残り期間にわたって受け取るサービスについて認識されたであろう金額を直ちに認識しなければならない。しかし、新たな資本性金融商品が付与され、それが取り消された資本性金融商品の代替とみなされる場合には、代替となる資本性金融商品の付与を、資本性金融商品の当初の付与の条件変更と同じ方法で会計処理する。

株式報酬の条件変更や取消しは、税金にも影響を及ぼす可能性がある。したがって、株式報酬の条件変更を行う場合には、事前に税務アドバイザーと協議されたい。

株式報酬の評価

新型コロナウイルスのパンデミックが発生している期間に、新規の株式報酬を発行したことにより付与日時点での公正価値の算定が必要となる、又は(上述したような)株式報酬の条件変更を行うことにより条件変更日時点での公正価値の算定が必要となることがある。IFRS 第 2 号は、受領するサービスの公正価値は、付与した資本性金融商品の公正価値を参照して測定しなければならないと定めている。

公正価値測定のために使用するオプション価格決定モデルに織り込むインプットの 1 つに、株価の予想ボラティリティがある。予想ボラティリティは、オプションの予想期間に見込まれる株価の変動の程度を表すものである。

IFRS 第 2 号の B25 項は、予想ボラティリティを見積もる際に考慮すべき要因に関するいくつかのガイダンス(例えば、インプライド・ボラティリティ(入手可能な場合)、実績ボラティリティ、当該企業の株式が公開市場で取引されていた期間の長さ、ボラティリティの平均への回帰傾向、及び、価格の観察のための適切かつ定期的な間隔)を定めている。未上場企業において、予想ボラティリティを見積もるにあたり存在する可能性がある内部市場が存在しない場合には、類似する上場企業の実績ボラティリティの使用を検討することができる。¹³ 新規上場企業の場合には、市場取引活動が利用可能な最長期間についての実績ボラティリティを計算する必要がある。また、存続期間のうち比較可能な期間後の類似した企業の実績ボラティリティを考慮することもできる。¹⁴

企業は通常、予想ボラティリティの評価を行うにあたり、最初の実績ボラティリティを用いる。新型コロナウイルスのパンデミックに伴って株価が大幅に変動しているが、これにより、実績ボラティリティの算定にあたり、直近の株価の値動きを除外することによって新型コロナウイルスの影響を調整する必要があるかという疑問が生じている。検討すべき要因には、ボラティリティの平均への回帰傾向(すなわち長期にわたる平均的な水準)や、予想将来ボラティリティが過去のボラティリティと異なることが窺えるその他の事項が存在するかどうかが含まれる。IFRS 第 2 号には、企業の株価が、失敗に終わった公開買付や大規模なリストラクチャリングにより識別可能な期間にわたり異常に変動する場合には、実績平均年次ボラティリティを計算するにあたり当該期間を無視することができる例示が存在する。しかし、これらの例は企業に固有のものであり、企業は、景気の後退が株価のボラティリティに与える影響といった一般的な経済的要因を無視すべきではない。したがって、我々は、現在のパンデミックの結果として生じている最近の実績ボラティリティに、一般的な景気後退を反映する修正が行われることは通常はないと考えている。

開示

パンデミックにより、財務諸表の利用者が株式報酬取引による純損益及び財政状態への影響を理解できるような追加の開示が必要になる可能性がある。これには、持分決済型の株式報酬取引が条件変更された場合における公正価値の決定方法や、条件変更の内容に関する情報が含まれる。

弊社のコメント

企業は、株式報酬契約の権利確定期間にわたって、パンデミックが株式市場条件以外の権利確定条件を充足する可能性に影響を及ぼすかどうか検討しなければならない。影響を及ぼす場合、企業は契約の条件変更又は取消の適切な会計処理を検討する必要がある。

¹³ IFRS 第 2 号の B28 項及び B29 項を参照

¹⁴ IFRS 第 2 号の B26 項を参照

15. 後発事象

修正を要する後発事象と修正を要しない後発事象との区別は、事象が報告期間の末日時点で存在していた状況の証拠を提供するかどうかで決まる

後発事象とは、報告期間の末日から財務諸表の発行の承認日との間に発生する事象で、企業にとって有利な事象と不利な事象の双方をいう。IAS 第 10 号は、報告期間後に発生した事象を、修正を要する後発事象と修正を要しない後発事象とに区別している。そのため、財務諸表に反映すべき後発事象(修正を要する後発事象)と、財務諸表に反映せずに追加的な開示を行う後発事象(修正を要しない後発事象)の区別をどのように判断するかが重要な論点になる。

認識

多くの政府が、感染症の拡大を封じ込めるために、渡航制限、検疫措置、ビジネスやその他の施設の閉鎖及び特定地域のロックダウンを含む様々な対策を打ち出している。こうした対策は、世界的なサプライ・チェーンだけでなく財やサービスの需要にも影を落としている。同時に経済を維持するための財政出動や金融緩和も検討されている。こうした政府の対応やその影響は今なお変化している。

感染症の拡大やその対策により影響を受ける又は影響を受けることが見込まれる企業においては、この一連の事象が企業の活動又はその資産及び負債に関して報告期間の末日時点で存在していた状況について証拠を提供するものがあるか、ある場合にはそれはどのような事象であるかを決定するにあたり、非常に重要な判断と評価が経営者に求められる。この判断にあたっては、パンデミックの拡大と、講じられる対策の性質及び経過に関する入手可能なすべての情報を考慮する必要がある。例えば、政府補助金の場合、当年度の報告期間に認識するためには、補助金を受領する条件を定める法令が貸借対照表日時点で制定され、明確に伝達されている必要がある。報告期間の末日後に、新しい法令や規制に基づいて政府補助金が制定された場合、それは修正を要しない後発事象となる。企業が補助金の付帯条件を遵守し補助金が受領されるという合理的な保証を得られているかどうかを IAS 第 20 号第 7 項に従って判断するにあたり、報告期間後に入手した情報(例えば、企業が補助金を受領したことの確認)が、修正を要する事象の証拠となる場合がある。

開示

財務諸表の修正につながる事象なのか否かの判断は、後発事象の性質及び会計処理上の論点に左右される。この評価は多くの場合、相当の判断が求められ、企業は状況に即して、この判断に関する開示が求められるか否かを検討しなければならない。経営者が事象のいずれもが修正を要する後発事象に該当しないと結論付けたとしても、その影響に重要性がある場合には、当該事象の内容及び財務上の影響額の見積りを開示しなければならない。例えば、年度末以降の市場の変動が企業の株式投資にどのような影響を及ぼしているか、またスポーツや社会活動に対して政府が課した措置、さらには出入国管理が企業の営業活動にどのように影響しているか又は影響する可能性があるか、などについて定性的かつ定量的な記述が求められる。見積りが不可能である場合、企業はその旨を開示しなければならない。

弊社のコメント

企業は、財務諸表の主要な利用者が、財務諸表を基に行う決定に影響を及ぼすことが合理的に見込まれる、重要な後発事象を確実に識別し開示するために有効なプロセスを整備する必要がある。

16. 財務諸表の表示及び開示に関するその他の規定

企業が報告日以前に財務制限条項に違反する場合には、その結果、要求された時点で負債を支払わなければならなくなり、負債は流動負債に分類される。

パンデミックは、長期借入契約における財務制限条項を充足する企業の能力に影響を及ぼす可能性がある。IAS 第 1 号は、企業が報告期間の末日以前に財務制限条項に抵触した結果、負債が要求払いとなった場合には、当該負債は流動負債に分類されると定めている。これは、企業が報告日後少なくとも 12 ヶ月にわたり負債の決済を繰延べできる無条件の権利を有していないためである。たとえ、報告期間後かつ財務諸表の発行承認前に、貸手が違反の結果としての返済を要求しないことに合意する場合でも同じである。その場合、企業は、以下については修正を要しない後発事象として開示する必要がある。

- (a) 長期での借換え
- (b) 財務制限条項違反の是正
- (c) 長期借入契約の違反を是正するための猶予期間を貸手から与えられていて、当該猶予期間が報告期間後少なくとも 12 か月である場合（後発事象の詳細な説明についてはセクション 15 を参照されたい）

長期の契約には、貸手が企業に、1 年に 1 度以上、財務制限条項が充足されているかどうかモニタリングし確認するよう求める場合がある。そのような場合、企業は、報告期間の末日前に得られた猶予が事実上、違反を契約期間にわたって是正するものであるか、もしくは次に予定される財務制限条項の判定までの猶予期間を与えるだけのものであるかどうかを慎重に検討しなければならない。前者の場合には、当該負債は非流動と考えられるが、一方、後者の場合、当該負債は流動に分類変更しなければならないであろう。一般的に将来の財務制限条項の違反に関する予測が、負債の流動・非流動への分類に影響を及ぼすことはない。したがって、企業は、分類を決定する場合には貸借対照表日現在で存在している決済を延期する権利を慎重に考慮しなければならない。しかし、同じ状況であっても、2023 年 1 月 1 日から適用される 2020 年 1 月に公表された「負債の流動負債又は非流動負債への分類 (IAS 第 1 号の改訂)」のもとでは、異なる可能性がある。したがって、企業は改訂を早期適用する前に、意図しない負債の分類の影響が生じるのを回避するために現行の規定と改訂後の規定の影響を分析すべきである。

これまで説明してきた開示規定以外に加え、IAS 第 1 号は、将来に関する仮定についての情報、及び報告期間の末日における見積りの不確実性に関するその他の主な発生要因のうち、減損の対象となる非流動資産など、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正を生じる重要なリスクが存在するものの開示を求めている（直近で観察された市場価格を基に公正価値で測定される資産及び負債を除く）。開示は、財務諸表の利用者が将来及び見積りの不確実性の他の主要な発生要因について経営者が行った判断を理解できる方法で表示しなければならない。提供される情報の内容と範囲は、仮定の性質及びその他の状況の内容により異なる。企業が行わなければならない開示の例としては以下が挙げられる。

- ▶ 仮定の性質及びその他の見積りの不確実性の内容
- ▶ 計算の基礎となる方法、仮定及び見積りに対する帳簿価額の感応度（感応度の根拠を含む）
- ▶ 影響を受ける資産及び負債の帳簿価額に関する、翌事業年度に見込まれる不確実性の解消及び合理的に発生可能な結果の範囲
- ▶ 不確実性が解消されないまま存在する場合、それらの資産及び負債に関する過去の仮定の変更に関する説明

報告期間の末日時点の仮定、又は見積りの不確実性のその他の発生要因が影響を及ぼし得る範囲を開示することが実務上不可能な場合、企業は存在する情報に基づいて、翌事業年度において使用した仮定と異なる結果になるものに関しては、影響を受ける資産又は負債の帳簿価額に対して重要性のある修正が求められる可能性が合理的に高い

ことを開示する。

企業はまた、見積りを伴う判断とは別に、経営者が企業の会計方針を適用する過程で行った、財務諸表に計上される金額に最も重要な影響を及ぼす判断についても開示しなければならない。

開示(年次報告)

パンデミックの拡大に直接、間接を問わず影響を受ける企業の財務諸表に求められる開示は、財務に生じる影響の度合い及び情報の入手可能性により異なる。

パンデミックにより、企業が従前には認識又は開示していなかった債務又は不確実性が生じる可能性があるため、企業は、上記の報告期間後の資産の減損に加えて、感染症拡大が、引当金及び偶発資産/負債が含まれる領域に及ぼす影響を説明するために、追加的な情報を財務諸表に含めるべきか否かを検討する必要がある。

感染症の拡大は、翌事業年度中に、資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正が生じる追加的なリスクを確実にもたらし。

財務諸表における様々な資産及び負債の測定に関連する仮定及び見積上の不確実性に関し、パンデミックは、翌事業年度中に、資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正が生じる追加的なリスクを確実にもたらし。したがって、企業は、財務諸表の利用者が、財務諸表に適用された判断の理解に役立つ追加の開示が必要かどうかを慎重に検討しなければならない。そうした開示には、感染症の拡大に反応してより大きく変動する帳簿価額を含む財務諸表項目について、帳簿価額の計算の基礎となる方法、仮定及び見積りに対する帳簿価額の感応度が含まれる。

弊社のコメント

企業は、感染症の拡大により事業に生じる混乱の度合いを検討し、利用者が財務上の影響をより適切に理解できるように、著しい見積上の不確実性にさらされる資産及び負債に関する情報を適切に開示する必要がある。

開示(期中報告)

企業はIAS第34号に従って、最後の年次報告期間の末日以降の企業の財政状態及び業績の推移を理解するのに重要となる事象及び取引の説明を、その期中財務報告に含めなければならない。また、それらの事象及び取引に関連して開示される情報は、直近の年次財務報告に表示された関連する情報を更新するものでなければならない。また、企業は、資産、負債、資本、純利益及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす、その性質、規模又は発生事実により異常となる項目の性質及び金額に関する説明も含めなければならない。これらの事象や取引に関して開示される情報はまた、直近の年次財務報告書に表示された関連性のある情報を更新するものでなければならない。IAS第34号は、重要性がある場合に開示が求められる事象及び取引の一覧(すべてを網羅するものではない)とともに、多くの必要な開示を定めている。例えば、重要性がある場合には、企業の金融資産及び負債の公正価値に影響を及ぼす事業環境又は経済環境の変化、それらの資産又は負債が公正価値で認識されているのか、もしくは償却原価で認識されているのかを開示する必要がある。さらに、企業はまた、報告期間の末日以前に救済されることになかったローンの不履行又はローン契約の違反、及び重要性がある場合の、金融商品の公正価値を測定するにあたり使用する公正価値ヒエラルキーのレベルの変更を開示しなければならない。

さらに、上述のとおり、IAS第34号は、感応度の開示の詳細な規定を定めていないが、主要な仮定の合理的に可能な変更の範囲が、前報告期間以降大きく変化している場合、関連する感応度の開示も更新しなければならない。IAS第34号は、企業の期中財務報告の利用者は、企業の直近の財務報告にアクセスできるということを推定している。したがって、期中財務報告に対する注記は、直近の年次財務報告における注記において報告されていた情報のうち、比較的重要ではないものについては更新する必要がない。しかし、大半の企業が、急速に拡大するパンデミックの影響を受けるようになったのはごく最近のことであり、多くの関連性のある情報を最後の年次財務報告に含めていない可能性があり、したがって、特に関連性がある場合には、期中財務報告に関し本稿で解説している論点についてより包括的な開示を含める必要がある。

他の基準書が、完全な一組の財務諸表に求められる開示を定めているが、企業の期中財務報告に、IAS第34号に記載される要約財務諸表のみが含まれる場合、他の基準書に定められる開示は強制適用とされない。しかし、開示が期中報告の観点から必要になる場合、他の基準書は、それらの項目の多くに対する適切な開示に関するガイダンスを提供している。これらの規定を考慮し、企業固有の事実及び状況に応じて、要約期中財務諸表においては、よりハイレベルな開示が適切となる可能性がある。

弊社のコメント

IFRS財務諸表を作成する企業は、定期的にトレーディング計算書のようなIAS第34号以外の期中の情報を公表することがある。このような計算書の作成根拠、特にIFRSの測定及び認識に関する規定に準拠しているかなどを、利用者が理解することは重要である。例えば、トレーディング計算書が、IFRSが要求する減損費用の影響を反映していない場合には、企業は適切な開示を行うことを慎重に検討しなければならない。

17. その他の会計上の見積り

上記以外にも、経営者がIFRSに従って行わなければならない、以下のような重要な会計上の見積りが存在する。これらの見積りには、一般的に資産の将来の回収可能性に関する経営者の仮定が含まれる。

- ▶ IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に従って持分法で会計処理される関連会社及び共同支配企業に対する投資の減損損失
- ▶ IAS第16号「有形固定資産」、IAS第38号「無形資産」及びIFRS第16号にそれぞれ定められる有形固定資産、無形資産及び使用権資産の残存耐用年数及び残存価額

18. 代替的な業績測定値及び開示

IFRSでは、財務諸表上APMを表示及び開示する場合に一定の柔軟性が与えられている。一方で、企業がAPMを使用する上で留意すべき規定が含まれている

企業は様々な方法で、新型コロナウイルスのパンデミックの財務業績、財政状態及びキャッシュ・フローへの影響に関する情報を提供できる。例えば、企業は新型コロナウイルスのパンデミックの影響について、基本財務諸表に追加の表示項目を設けて表示すること、又は財務諸表の注記に定量的見積り又は定性的説明を開示することができる。また、調整数値、非 GAAP 測定値、経営者業績指標 (MPMs) 又は代替的な業績測定値 (APMs) と呼ばれる IFRS に規定される測定値以外の様々な財務測定値を使用する企業もある。

IFRS では、財務諸表上 APM を表示及び開示する場合に一定の柔軟性が与えられている。しかし、IFRS では、企業が APM を使用する上で留意すべき規定が含まれている。特に IAS 第 1 号は、IFRS 財務諸表を明瞭に特定し、同じ公表書類中の他の情報とを区別することを求めている。また、IFRS は一般的に固有の独立した表示科目の開示を求めているが、それは重要性がある場合に限定される。IAS 第 1 号は、企業は、企業の財政状態又は財務業績の理解に目的適合性がある場合には、追加的な表示項目及び小計も表示しなければならないと定めている。その場合、IAS 第 1 号は、小計を構成する表示項目が明瞭かつ理解可能となる方法で名称を付すこと、IFRS で要求される小計や合計よりも目立つ表示をしないことなど、一定の要件を定めている。

開示に関し、IAS 第 1 号及び IAS 第 34 号は、重要性がある収益又は費用項目の内容及び金額を別個に開示することを要求しており、当該情報は損益計算書の本体、又は注記に表示することが可能である。さらに、財務諸表のどこにも表示されていないが、財務諸表の理解に目的適合性がある情報については財務諸表の注記に開示しなければならないとする要求事項がある。表示項目又は小計が、財務業績又は財政状態の理解に目的適合性があるという理由で含まれている場合、当該項目の定義及び説明も財務諸表の理解に目的適合性を有する可能性がある。

様々な法域の規制当局が、新型コロナウイルスに関連して調整された APM を使用する際のガイダンスを公表している。例えば、証券監督者国際機構 (IOSCO) は、2020 年 5 月 29 日に声明を公表し、他の注意事項とあわせて、パンデミックによるすべての影響が非正常とは限らないため、企業は調整された利益指標や APM の適切性を、注意深く評価すべきであると強調している。企業は、財務諸表利用者の誤解を避けるため、調整額が具体的にどのようにパンデミックに関連付けられたかを説明する必要がある。さらに、IOSCO は、“新型コロナウイルス関連と特徴付けられた仮定の売上高や利益指標 (例えば、新型コロナウイルスの影響がなければ、企業の売上高や利益は XX% 増加していた、といったもの) を非 GAAP 測定値とするのは適切ではない”と強調している。¹⁵

詳細に関しては、弊社の刊行物 [「Applying IFRS: 新型コロナウイルスの代替的な業績測定値及び開示への影響\(2020 年 5 月\)」](#) ([Applying IFRS: Impact of coronavirus on alternative performance measures and disclosures \(May 2020\)](#)) 及び [「Applying IFRS: 代替的な業績測定値\(2018 年 10 月\)」](#) ([Applying IFRS: Alternative Performance Measures \(October 2018\)](#)) を参照されたい。

¹⁵ 2020 年 5 月 29 日 COVID-19 にかかる開示の重要性に関する IOSCO 声明

弊社のコメント

新型コロナウイルスに関連して APM を導入する場合、企業は IAS 第 1 号の要求事項を慎重に検討しなければならない。現在の状況では、新型コロナウイルス関連 APM に関する企業の比較可能性は、APM を客観的に定義し構築する一般的に公正妥当と認められる方法がない中では、大きな課題になるであろう。固有の事実及び状況にもよるが、新しい APM を導入する又は APM の調整を行うよりも、新型コロナウイルスのパンデミックの影響を説明する開示を別個に提供の方が問題になる可能性が低いと考える企業もあるように思われる。

付録: 本刊行物の重要な変更箇所の要約

EY は、2020 年 8 月以降、常に変化する問題に対処し、特定の論点に関する詳細な解説を追加するために、本刊行物に重要な変更を加えてきた。本刊行物の 2020 年 11 月版に行った変更点のうち、最も重要なものを以下に要約している。

セクション4 非金融資産の減損評価

- ▶ 減損兆候の有無に関する詳細な解説

セクション5 政府補助金

- ▶ 貸手への保証という形式の間接的な政府支援に関するIAS第20号の範囲に関する詳細な解説

セクション14 株式報酬

- ▶ 株式報酬の評価に関する解説を追加

EY について

EY は、アシュアランス、税務、ストラテジー、トランザクションおよびコンサルティングにおける世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EY による個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EY について詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY 新日本有限責任監査法人について

EY 新日本有限責任監査法人は、EY の日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは shinnihon.or.jp をご覧ください。

© 2020 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 新日本有限責任監査法人および他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本資料は EYG No. 007858-20Gbl の翻訳版です。

ey.com/ja_jp